

官報 号外

昭和五十三年四月二十七日

○第八十四回 衆議院會議録 第二十七号(一)

昭和五十三年四月二十七日(木曜日)

議事日程 第二十四号

昭和五十三年四月二十七日

午後一時開議

第一 労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 審議会等の整理等に関する法律案(内閣提出)

第三 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)

第四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の継続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

第十 北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

○今日の会議に付した案件

綿貫民輔君の故議員佐野憲治君に対する追悼演説

説

日程第一 労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 審議会等の整理等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)

日程第四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の継続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十 北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(保利茂君) 御報告いたすことがあります。

議員佐野憲治君は、去る四月四日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る十二日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔議員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力しききに公害対策並びに環境保全特別委員長の要職にあたられた議員正四位勲二等佐野憲治君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

故議員佐野憲治君に対する追悼演説

○議長(保利茂君) この際、弔意を表するため、綿貫民輔君から発言を求められております。これを許します。綿貫民輔君。

〔綿貫民輔君登壇〕

○綿貫民輔君 ただいま議長から御報告がありましたとおり、本院議員佐野憲治先生は、去る四月四日、東京慈恵医院大付属病院において逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

私は、ここに皆様の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

佐野先生御入院と伺い、私がお見舞いに参りましたのは、つい先ごろの三月末のことでありました。ちょうど国会中継をじっと見ておられた先生は、「もう元氣になったよ、国会に戻ってこれからも一生懸命働くよ」と力強い声で断られ、私も「先生、永年表彰を受けられるまでがんばってください」と申しますと、満面笑みを浮かべ、うなずかれたのであります。先生のあのにこやかなお顔がいまも私の脳裏にはっきりと焼きついております。

午後一時四分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

議員佐野憲治君は、去る四月四日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る十二日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔議員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力しききに公害対策並びに環境保全特別委員長の要職にあたられた議員正四位勲二等佐野憲治君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

故議員佐野憲治君に対する追悼演説

○議長(保利茂君) この際、弔意を表するため、綿貫民輔君から発言を求められております。これを許します。綿貫民輔君。

〔綿貫民輔君登壇〕

○綿貫民輔君 ただいま議長から御報告がありましたとおり、本院議員佐野憲治先生は、去る四月四日、東京慈恵医院大付属病院において逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

私は、ここに皆様の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

佐野先生御入院と伺い、私がお見舞いに参りましたのは、つい先ごろの三月末のことでありました。ちょうど国会中継をじっと見ておられた先生は、「もう元氣になったよ、国会に戻ってこれからも一生懸命働くよ」と力強い声で断られ、私も「先生、永年表彰を受けられるまでがんばってください」と申しますと、満面笑みを浮かべ、うなずかれたのであります。先生のあのにこやかなお顔がいまも私の脳裏にはっきりと焼きついております。

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

議員佐野憲治君逝去につき弔詞贈呈の報告

故議員佐野憲治君に対する追悼演説

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一) 故議員佐野憲治君に対する追悼演説

その後、容体が急変し、わずか数日のうちに
亡くなりなうとは全く思いもかけなかつたこ
とであります。

先生は、おごることなく、ひるむことなく、か
たい信念のもとに政治に尽くし、力量、識見とも
にいよいよ円熟の域に達せられ、今後の御活躍が
期待されていたとき、先生の突然の御逝去は、先
生御自身にとっても残念なことであつたであら
う。日ごろ、郷土の先輩として敬服してやま
なかつた私にとりまして、言ひようのない無念
さと悲しみに心を打たれるのであります。

佐野先生は、大正四年富山県射水郡小杉町にお
生まれになりました。教育者であられた御両親の
薫陶を受けられ、中央大学法学部に進まれた先生
は、法律の勉学のかたわら、社会主義理論に心を
引かれ、内外の多くの文獻に接し、その思想的基
盤を揺るぎないものとされたのであります。

昭和十四年大学卒業の後、先生は富国生命本社
に入社されました。時あたかも太平洋戦争開戦の
前後、未曾有の思想弾圧のあらしが吹き荒れた時
期でありましたが、先生は、権力に屈せず、体制
批判を続けられました。このため、幾たびか治安
維持法違反で拘束を受けられましたが、先生は、
いささかも節を曲げることなく、みずからの信念
を貫き通されたのであります。昭和十六年に応召
軍隊時代もその節を曲げず、一兵士として各地を
転戦、特に戦争末期には、最後の激戦地となつた
沖縄で死線を越えるほどの苦勞を体験されまし
た。戦後、これらの体験を通じて先生は、永遠の
平和と民主主義の実現をかたく心に誓われたので
あります。

あの混乱と廃墟の中に立つた先生は、一度は戦
争で捨てた命、労働者の中核となつて日本を変え
ようと決意され、昭和二十二年日本社会党に入
党し、さらに、郷里富山の立山重工株式会社の労働
組合結成に参画、初代の委員長につかれ、当時
においては画期的であつた労働協約の締結を実現さ
れたのであります。

また、揺籃期であつた日本社会党富山県連の専
従役員として、それこそ食糧を忘れて組織強化に
日夜努力されました。そして県連書記長、県連会
長を歴任して、強力な党活動を推進し、今日の日
本社会党発展の基礎を築かれたのであります。
(拍手)

この間、新憲法下初の地方選挙で、先生は、三
十二歳の若さで富山県議會議員に当選されまし
た。

やがて先生は、戦後約十年にわたる労働運動、
政治活動を通じて得た体験と抱負を国政の場に生
かすべく、昭和三十三年五月に行われた第二十八
回衆議院議員総選挙に立候補し、みごと当選を果
たされ、保守の地盤とされていた富山県第二区、
初の新議員の誕生を見るに至りました。(拍手)

本院に議席を得られた先生は、地方行政、建
設、災害、公害・環境、予算等の各委員会におい
て幅広く活躍されました。先生は、比類なき勉強家
であり努力家で、会議の合間を縫って国会図書館
に通つておられたことは、私もよく存じておりま
した。先生は、民主主義の基礎である地方自治、
あるいは建設関係などの諸法規や行政措置につ
いて、綿密な検討を加えられ、お好きだった酒を召
し上がりながらも「六法全書も酒のさかなと、片
時も離さず、日夜研さんに研さんを重ね、たしま
ち政策通としてその名声を博するに至つたのであ
ります。(拍手)

先生が、豪雪地帯特別措置法や画期的な国土利
用計画法を初め、多くの議員立法の制定を推進し
て、これを実現に導き、また、都市計画法、琵琶
湖総合開発法、建築基準法など幾多の諸法案に対
し、生活優先の立場から修正案を提示して、これ
を突りあるものとされましたことは、先生の誠意
ある態度とともに、そのすぐれた政策立案者とし
ての識見を、与野党問わず、高く評価したからに
はかたありません。(拍手)

第七十一回国会の昭和四十七年十二月には、推
されて公害対策並びに環境保全特別委員長の要職

につかれ、公正、円満な運営に力を注ぎ、深刻化
したわが国の公害、環境問題の解決に心を傾け
られました。いわゆる四大公害裁判が終結し、被
害者救済対策として提出された公害健康被害補償
法案の審議に当たっては、先生は、富山のイタイ
イタイ病の裁判を原告勝訴に導かれた体験から、
被害者保護の徹底を図るなどの修正を加えて、成
立を図り、被害者救済の制度化を実現されまし
た。また、瀬戸内海環境保全臨時措置法案の起草
に当たって、関係地方公共団体、住民団体、企業
などの意見調整に努力され、委員長提出法律案と
して、これを取りまとめられましたことは、先生
の誠実にして温厚な人柄と、深い知識と経験に裏
打ちされた、卓越した調整能力に負うところはか
り知れないものであります。(拍手)委員長として
環境行政の推進に尽力された先生の功績は、まこ
とに大なるものと言わねばなりません。

一方、日本社会党にあつても、雪害対策、地方
制度対策、住宅・宅地対策の各委員長、建設部会
長などを歴任し、党の政策立案の頭脳として活躍
されました。

また、同僚議員の信頼の厚かつた先生は、推さ
れて、昭和四十五年以来、引き続き代議士会副会
長、院内役員会副会長の要職につかれ、党内の意
見調整のかなめとして尽力されたのであります。
政党政治の健全な発展は、各政党がその政策を
披瀝し、相鏡み、もつて国民の批判をまつことに
あります。このことにかんがみましても、先生が
常に生活優先を念頭に、政策を掲げ、ねばり強く
行政の転換を迫り、国政に反映されましたこと
は、議会制民主主義の発展の上に、大きな役割を
果たされたことと申さなければなりません。(拍手)

また、先生は、郷土富山の発展にも全力を挙
げて取り組まれました。私たち富山県選出議員の
リーダーとして、富山新港の建設、道路の整備、
豪雪地帯の振興、そして、県民が待望する北
陸新幹線建設の促進など、先生の多くの業績の跡
が残されております。

かくして、佐野先生は、本院議員に当選するこ
とと連続して七回、在職二十年二カ月の長きに及
び、その間、国政に尽くされた功績はまことに偉
大なるものであります。

先生は、政治家として、温かく、清潔で、真実
を求める政治を目指し、大衆の心を政治に生かす
べく、国会と郷土をかたく結ぶことを政治信条と
してこられました。炉端で酒をくみ交わしながら
語り合うことの好きだった先生は、じゅんじゅん
とした口調で、わかりやすく政治を説き、また、
大衆の意見に耳を傾け、これを政治に反映してこ
られました。そして、「日本の夜明けは遠くない、
勇気を持って」と常に大衆を励ましてこられたので
あります。

先生の大衆とともに歩む政治姿勢は、その誠実
な人柄と相まって、党派を超えて、多くの人々か
ら愛され慕われたのであります。(拍手)

私は、さきの郷里での告別式に参列しました
が、各界各層からの多くの参列者が後を絶たず、
深い悲しみに耐えている姿に接し、私は、その支
持の広さと深さを、改めて感ずるとともに、先生
の偉大さに心を打たれたのであります。

私は、先生の長い厳しい労働運動、政治活動を
常に内にあって支えてこられた奥様の御苦勞をし
のばすにはおられません。その奥様の初め御家族
の御看護もむなし、先生は、六十三歳を最期
に、志半ばにして生涯を閉じられたのでありま
す。

立山連峰を仰ぎ、日本海に抱かれた郷土富山平
野は、いま、緑に覆われております。先生が郷土
に残された幾多の業績と御遺志は、先生を敬愛す
る多くの人々の心に深く刻まれ、力強く受け継が
れ、永遠に消えることはないであらう。
(拍手)

とは、ひとり日本社会党のみならず、国家国民にとつても大きな損失であると申さねばなりません。(拍手)

私は、いま、清廉潔白、清貧に甘んじた佐野先生の政治姿勢を範とし、国政のために全力を尽くすことを誓うものであります。

ここに、謹んで佐野先生の御功績をたたえ、その人となりへの心から御冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。(拍手)

日程第一 労働組合法の一部を改正する法律

案(内閣提出、参議院送付)

○議長(保利茂君) 日程第一、労働組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長木野晴夫君。

労働組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔木野晴夫君登壇〕

○木野晴夫君 たいだいま議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、中央労働委員会及び地方労働委員会の事務の円滑な遂行を期するため、中央労働委員会の公務使各側委員を一名ずつ増加し、東京都及び大阪府が設ける地方労働委員会についても公務使各側委員を二名ずつ増加するほか、新たに、公務使各側委員各九名の地方労働委員会を政令で定めることができるものとすることであり、

本案は、三月二十四日参議院から送付され、同日付託となり、四月二十五日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 審議会等の整理等に関する法律案

案(内閣提出)

日程第三 許可、認可等の整理に関する法律案

案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、審議会等の整理等に関する法律案、日程第三、許可、認可等の整理に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長始関伊平君。

審議会等の整理等に関する法律案及び同報告書許可、認可等の整理に関する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

○始関伊平君 たいだいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両法律案は、いずれも昨年末に政府の決定した行政改革計画に基づき、行政の簡素化及び合理化を行おうとするものであります。

審議会等の整理等に関する法律案は、台風常襲地帯対策審議会等四十七の審議会等を整理統合するとともに、社会保障制度審議会等四十の審議会等について、委員構成等の改善を行おうとするものであります。

許可、認可等の整理に関する法律案は、古物営業法等三十一の法律を改正して、九十六事項の許可、認可等の整理を行おうとするものであります。

両法律案は、二月十三日及び三月七日に本委員会に付託され、二月二十一日及び三月二十三日にそれぞれ荒船国務大臣から提案理由の説明を聴取り、四月二十日より両法律案を一括して質疑に入り、慎重に審査を行いました。その詳細につきましては会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、四月二十五日質疑を終了いたしましたところ、審議会等の整理等に関する法律案に対し、高島委員から、本法律案中に「農林水産省」とあるのを「農林省」に改める旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、同法律案について討論に入り、日本社会党を代表して上原委員から、日本共産党・革新共同を代表して柴田委員から、それぞれ反対の意見が述べられました。

次いで、両法律案について採決いたしましたところ、審議会等の整理等に関する法律案は、多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決し、許可、認可等の整理に関する法律案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第四、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長菅波茂君。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

○菅波茂君 たいだいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、私立学校教職員共済組合が支給する既裁定年金の額を、国公立学校教職員の年金額の改定に準じて増額するとともに、私立学校教職員の掛金等の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限を引き上げること等であり、

本案は、去る三月二十四日当委員会に付託となり、四月二十一日政府より提案理由の説明を聴取

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案外二案

八九八

いたしました。同月二十六日質疑に入り、同日質疑を終了いたしましたところ、石橋一弥君から施行期日等に関する修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第五 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第五、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、日程第六、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第七、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

の公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長大村義治君。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔大村義治君登壇〕

○大村義治君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

国際復興開発銀行、通称世界銀行は、開発途上国の社会的、経済的開発の促進を目的として昭和二十年に設立された金融機関であり、また、国際金融公社は、世界銀行の活動を補完する機関として昭和三十一年に設立された開発途上国の民間企業に投資を行う金融機関でありまして、この両機関の属するいわゆる世銀グループは、国際開発金融の中心的地位を占め、世界の開発途上国の社会、経済開発に大きく貢献してまいっており、わ

が国もその活動を積極的に支援してきたところであります。

今般、国際通貨基金の第六次増資に合わせて、世界銀行の総務会において総額七十億協定ドルの増資決議が採択され、また、国際金融公社につきましても、総務会において総額五億四千万合衆国ドルの増資決議が採択されました。

本法律案は、この両決議の定めるところに従い、世界銀行に対しては三億三千九十万協定ドル、現在の合衆国ドルで約四億ドルの追加出資に、また、国際金融公社に対しては二千二百七十七万七千合衆国ドルの追加出資にそれぞれ応ずるため、その出資についての規定を設けようとするものであります。

なお、今回の追加出資額のうち、世界銀行に対して現金で出資することが必要な十一億四千万円と、国際金融公社に対して今年度中に出資が必要となる十一億九千四百万円につきましては、昭和五十三年度一般会計予算に計上されております。

本案につきましては、昨二十六日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案につきましては、附帯決議が附せられましたことを申し上げます。

次に、国家公務員並びに公共企業体職員等の共済組合関係の二法律案について申し上げます。

この二つの法律案の主な内容を申し上げます。

まず第一に、国家公務員及び公共企業体職員等の共済組合の既裁定年金について、別途今国会に提出され、すでに成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律による恩給額の改善措置にならうとして、昭和五十二年の公務員給与の改善傾向に準じて、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を増額することにより、昭和五十三年四月分以後、年金額を引き上げることとしたてしております。

第二に、恩給における措置にならう、公務関係の年金及び長期に職した者等の受ける退職年金等の最低保障額並びに殉職年金等に係る扶養加給の額につきまして昭和五十三年四月分から引き上げるほか、六十歳以上の者等の受ける遺族年金等の最低保障額については、さらに同年六月分から増額することとしたてしております。

第三に、恩給公務員期間等を有する者で長期に職した七十歳以上の高齢者等に対する年金額の割り増し措置の改善を図ることとしたてしております。

第四に、遺族年金に加入される寡婦加算及び遺族加算の額につきまして、昭和五十三年六月分からその額を引き上げることとしたてしております。

以上のほか、国家公務員の共済組合につきましては、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額を、公務員給与の改定状況等を考慮して、現行の三十六万円を三十八万円に引き上げる等、所要の措置を講ずることとしたてしております。

以上が両法律案の概要であります。両案につきましては、審査の結果、昨二十六日質疑を終了いたしましたところ、両法律案に対し、綿貫民輔君外二名から、自由民主党提案による修正案がそれぞれ提出されました。

修正案の要旨は、原案において「昭和五十三年四月一日」と定められていた施行日を「公布の日」に改めるとともに、これに伴い所要の規定の整備を行うとするものであります。

次いで、採決しました結果、両修正案及び修正部分を除く両原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって、両法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、両法律案につきましては、全会一致の附帯決議が附せられましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六及び第七の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正であり、両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第八 石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

○議長(保利茂君) 日程第八、石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長野呂恭一君。

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(保利茂君) 採決いたします。

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和五十三年四月二十七日 衆議院会議録第二十七号(一)

うとするものであり、その主な内容は、

第一に、石油開発公団法の改正でありまして、石油開発公団を石油公団に改め、公団の業務として、新たに石油の備蓄を行うことを加え、従来、本法の附則による臨時業務として行っており、た備蓄石油の購入資金の貸し付け及び石油共同備蓄会社の施設の設置に必要な資金の出資及び貸し付けを本則の業務とすることであり、

第二に、石炭及び石油対策特別会計法の改正につきましては、補助対象に、公団が行う石油の備蓄に係る補助及び石油貯蔵施設立地対策等交付金を追加し、石油税法により創設される石油税の収入額を一般会計から石油勘定に繰り入れること等であり、

第三に、二月二十一日に提出され、四月十一日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日当委員会に付託され、四月十八日河本通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、参考人を招致する等、慎重に審査を重ねてまいりました。

が、四月二十六日質疑を終了、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、公団備蓄の実施における安全防災対策の確立、政策の推進に必要な財源の確保等について附帯決議が附されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和五十三年四月二十七日 衆議院会議録第二十七号(一)

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十 北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(保利茂君) 日程第九、漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第十、北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長永田亮一君。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

○議長(保利茂君) 採決いたします。

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和五十三年四月二十七日 衆議院会議録第二十七号(一)

サケ・マス等を中心とする北西太平洋の漁業資源の保存、管理につきましては、わが国とソ連邦の間には一九五六年に締結されました日ソ漁業条約がありますが、昨年四月二十九日、ソ連邦政府は日本国政府に対して廃棄通告を行い、同条約は本年四月二十九日をもって失効することになっております。このため、両国の二百海里漁業水域の外側の水域におけるサケ・マス漁業の取り扱いを含めた両国間の長期的漁業関係の枠組みを定める新たな協定が必要となり、両国間で交渉が行われてまいりましたが、合意に達しましたので、四月二十一日モスクワにおいて本協定及び議定書に署名が行われました。

この協定は、両国の漁業の分野における互恵的協力を発展させることを目的としたものであり、漁獲技術、増養殖技術の改善等漁業の分野における協力の促進、北西太平洋の沿岸二百海里水域の外側の水域における遡河性魚類を含む漁業資源の保存及び合理的利用についての協力、日ソ漁業委員会の設置等について規定しております。

また、議定書は、協定の規定に基づき、一九七八年のサケ・マスの漁獲について、漁獲量、操業水域、漁期、議定書の規定に違反した場合の取り締まりの手續等について規定しております。

次に、北太平洋の公海漁業に関する国際条約の改正議定書について申し上げます。

一九五二年五月九日に日米加三国によって署名された現行の北太平洋の公海漁業に関する国際条約は、その後、米加両国が条約適用区域に二百海里漁業管轄権を設定いたしましたため、現行条約を改正する必要が生じました。このため、日米加三国によって改正交渉が行われてまいりましたが、合意に達しましたので、四月二十五日東京において本議定書に署名が行われました。

本議定書は、北太平洋漁業国際委員会の維持、わが国のサケ漁業に関する操業禁止区域の設定、漁期等の具体的規制措置、二百海里水域の外側における裁判管轄権、漁業資源に関する科学的研究

を目的とするものであり、その主な内容は、

第一に、漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件、

第二に、北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、

第三に、漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件、

第四に、北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、

九〇〇

一、去る二十五日、国会において承認することを

1

1

1

農林水産委員

辭任

補欠

野村 光雄君

正木 良明君

津川 武一君

寺前 巖君

正木 良明君

野村 光雄君

寺前 巖君

津川 武一君

商工委員

辭任

補欠

粕谷 茂君

中島 衛君

渡部 恒三君

藤本 孝雄君

玉城 栄一君

鳥居 一雄君

中島 衛君

粕谷 茂君

藤本 孝雄君

渡部 恒三君

鳥居 一雄君

玉城 栄一君

通信委員

辭任

補欠

鳥居 一雄君

玉城 栄一君

玉城 栄一君

鳥居 一雄君

(特別委員辭任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辭任

補欠

菊池福治郎君

中馬 弘毅君

中馬 弘毅君

菊池福治郎君

公害対策並びに環境保全特別委員

辭任

補欠

岩垂壽喜男君

池端 清一君

土井たか子君

岡田 春夫君

池端 清一君

岩垂壽喜男君

岡田 春夫君

土井たか子君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辭任

補欠

平石磨作太郎君

飯仲 義彦君

交通安全対策特別委員

辭任

補欠

東中 光雄君

安藤 巖君

安藤 巖君 寺前 巖君

ロッキード問題に関する調査特別委員

辭任 加地 和君 補欠 依田 実君

依田 実君 加地 和君

(条約提出)

一、去る二十五日、内閣から提出した条約は次のとおりである。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(条約受領)

一、昨二十六日、参議院から受領した条約は次のとおりである。

日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とカナダとの間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件

(条約付託)

一、去る二十五日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一三三号)

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一四四号)

以上二件 外務委員会 付託

一、昨二十六日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第一二二号)(参議院送付)

日本国とカナダとの間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件(条約第一二二号)(参議院送付)

以上二件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

内閣委員会 付託

(条約通知)

一、去る二十五日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨二十六日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「沖縄における旧軍買収地について」に関する再質問主意書(近江已記夫君外一名提出)

(答弁書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団の海岸法違反行為の疑義に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員近江已記夫君外一名提出「沖縄における旧軍買収地について」に関する質問に対する答弁書

新東京国際空港公団の海岸法違反行為の疑義に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年三月二十日

提出者 木原 実

衆議院議長 保利 茂殿

新東京国際空港公団の海岸法違反行為の疑義に関する再質問主意書

昭和五十三年三月三日付内閣衆議院第八号の答弁によつて、新東京国際空港公団は千葉市内における航空燃料輸送パイプライン埋設工事の際、海岸法第七条に基づき許可を受ける必要があつたにもかかわらず錯誤によつて許可を受けずに工事を行い、海岸保全施設を破損したことが明らかとなつた。よつて次の事項について質問する。

一 海岸法は、第七条の許可を受けずに海岸保全区域に工作物を設けて当該保全区域を占用した者に対し、いかなる罰則を科することとしているかを明らかにされたい。

二 空港公団の錯誤の原因並びに行為の刑事及び行政的責任の所在を明らかにされたい。

三 空港公団の事件に係る違法行為に関し、政府及び海岸管理者の指導監督責任を明らかにされたい。

四 空港公団は、成田市周辺において反対運動を行うものに対する違法行為についてはまことに神経質であるが、自らの違法行為について今までのような責任をとってきたか。航空燃料輸送パイプラインに関する消防法違反、農地法違反についてもそれぞれ具体的に明らかにされたい。

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一) 朗読を省略した議長の報告
右質問する。

昭和五十三年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 赳夫
衆議院議長 保利 茂殿
衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団の
海岸法違反行為の疑義に関する再質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公
団の海岸法違反行為の疑義に関する再質問
に対する答弁書

一から四までについて
新東京国際空港公団(以下「公団」という)が、
千葉市稲毛海岸地先における航空燃料パイプ
ラインの設置工事において、バルブボックスの設
置のため、護岸の一部を撤去して当該部分の土
地を占有するに当たり、海岸法第八条の許可の
申請を行わずに、併せて同法第七条の許可の
申請を行なかつたのは、導管を埋設する土地
が千葉県開発庁長の管理に係るものであつたこ
と等により、公団において当該護岸の敷地につ
いても千葉県開発庁長がその権限に基づき管理
するものであると錯誤してゐたためであると聞
いてゐる。

本件は、工事完了後約五年を経過した後に判
明したものであり、当時、当該護岸の一部撤去
は、当該護岸前面における埋立ての進捗状況
等からみて海岸の保全上さほどの支障を生ず
るものではなかつたと考えられ、また、同法第
八条の許可に付された条件に基づき工事完了後
海岸管理者である千葉県知事に届け出て当該職
員の検査を受けていると聞いてゐる。

これらの事情から、同法第四十一条及び第四
十三条の規定による刑事事件としての処理はな
されてゐないといふ。

公団は、航空燃料パイプラインの設置工事に
当たり海岸法、農地法等の手続について遺漏が
あつたことに注意を促され、その後の業務の遂行に当
たつては法令の遵守に万全を期してゐるところ
であり、政府としても、公団を厳に指導・監督
して行く所存である。

「沖繩における旧軍買収地について」に関する
質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十三年四月十七日
提出者 近江巳記夫 玉城 栄一

衆議院議長 保利 茂殿
「沖繩における旧軍買収地について」に関す
る質問主意書
大蔵省は、今四月十七日「沖繩における旧軍買
収地について」という調査結果の報告を本院予算
委員会に提出したが、この件に關して次の諸点に
ついて政府の明解な答弁を求める。

一「当該用地は、すべて私法上の売買契約によ
つて買収されたものと認められる。」というから
には、読谷飛行場用地についても①売買契約書
②土地売買証書③土地代金受領書④登記簿謄本
(副本)が完備していなければならぬはずであ
るが、それらはあるか。読谷飛行場に限定して
答えてもらいたい。

二「沖繩本島及び伊江島においては、これらの
地域では、直接の戦闘が行われたため、資料が
滅失したのではないかと考えられる」と資料が
発見されなかつた理由について推測してゐる。
ところが、読谷飛行場地主は、戦前争の土地
所有権証明書、戦時農業委員指定令書、飛行場
建設工事における伝票等相当数の関係書類を所
持してゐる。ただ売買を裏付ける書類だけがな
い。最初から国の買収行為はなく、従つて関係
書類が存在しないのだとは考えられないか。

三「沖繩本島及び伊江島においては旧陸軍・海
軍の用地買収あるいは代金支払いの方法等に関
する資料は発見されており、また事情聴取によ
つて買収手続、代金支払い、移転登記等の概要
把握がなされてゐる」といふが、事情聴取によ
る概要把握は何ら物証の裏付けはなく、その意
味では官古、八重山の例からの類推の域を出な
いと思ふが、その通りと解してよい。

四「米軍治政下における所有権認定作業」の項に
ついて
(1)「いつたん国有地として証明書が交付され
た後、巡回裁判の結果所有権が民間人に認定
された事例がある」とあるが、認定された所
有権者名と地番を示して欲しい。
(2)「当時、所轄町村長が国有地と認定して土

地所有権証明書を米国民政府琉球財産管理官
に対して交付したものである」とあるが、所
轄町村長に「国有地と認定」する権限が与えら
れていたのか。更に、「町村長が、財産管理
官に交付した」とあるが、その経緯を示され
たい。

(3)「国有地である旧読谷飛行場については、
土地所有権申請書が発見され、この申請書の
所有者名義は「日本政府」「日本銀行」「日本
飛行場」等まちまちに表示されていた」とあ
るが、何故このような申請がなされたのか。
その理由と当時の状況を示されたい。

昭和五十三年四月二十五日
内閣総理大臣 福田 赳夫
衆議院議長 保利 茂殿
衆議院議員近江巳記夫君外一名提出「沖繩に
おける旧軍買収地について」に関する質問に
別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員近江巳記夫君外一名提出「沖繩
における旧軍買収地について」に関する質
問に対する答弁書

一について
旧読谷飛行場について、売買契約書又は土地
売買証書及び土地代金受領書は発見されてい
ないが、登記簿は、戦後所有権証明書に基づき
作製されてゐる。

二について
沖繩本島及び伊江島の旧軍飛行場について
は、買収したことを証する直接的な資料はと
んど発見されていないが、旧陸・海軍の軍用地
買収手続あるいは代金の支払方法等に関する資
料は発見されてゐる。また、旧軍が買収したと
いふ旧軍関係者、旧官公署関係者及び旧地主等
の陳述がある。なお、旧読谷飛行場については
旧陸軍の境界杭が三本発見されてゐる。

以上の資料等から、これらの用地については
旧軍が買収したものと判断される。

三について
沖繩本島及び伊江島における旧軍用地買収の
概要は、二について述べたとおり、可
能な限りの調査を実施した結果に基づくもので
ある。

九〇二
四について
(1) 所有権者 上岡 清子
地番 沖繩県中頭郡読谷村字伊良皆西後原
六百九十七番

(2) 当時、土地所有権を認定する権限は、千九
百四十六年二月二十八日付け琉球列島米国民
海軍政本部指令第二十一号及び千九百五十
年四月十四日付け琉球列島米国民海軍政本
部特別布告第三十六号により各町村長に与えら
れてゐた。国有地については、千九百四十五
年米国民海軍政府布告第七号により、米国の財
産管理官が管理することとなつてゐたので、
国有地に係る土地所有権証明書は、各町村長
から財産管理官に交付されたものである。

(3) 土地所有権認定作業の際、千九百四十六年
二月二十八日付け琉球列島米国民海軍政本
部指令第二十一号及びこれに関連して沖繩民
政府総務部から発せられた指導文書により、
国有地を含む公有地に係る申請は不要とさ
れ、所有権委員会において調査を作成するこ
とにより処理することとされてゐた。それ
にもかかわらず申請がなされた事情について
は、字委員が形式的に作成したものと思ふ旨
の、当時の関係者からの陳述がある。

右答弁する。

衆議院會議録第二十二号(一)中正誤

改正 誤 正
百七 原材料の 原材料用の
百七 正すべきとの 正すべきだとの

衆議院會議録第二十二号(一)中正誤

改正 誤 正
百七 原材料の 原材料用の
百七 正すべきとの 正すべきだとの

官報

号外
昭和五十三年四月二十七日

○第八十四回 衆議院會議録 第二十七号(二)

〔本号(一)参照〕

労働組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月二十四日

衆議院議長 保利 茂殿 参議院議長 安井 謙

労働組合法の一部を改正する法律

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第六項中「各八人」を「各九人に改め、同条第九項中「その中の三人」を「そのうちの四人」に、「てい、触して」を「抵触して」に改め、同条第二十一項中「各八人」を「各九人に」、「各十一人」を「各十三人に」、「各九人」を「各十一人に」、「各七人若しくは五人」を「各九人、各七人若しくは各五人」に、「その中の三人以上」を「そのうちの四人以上」に、「公益委員の数が十一人」を「公益委員の数が十三人の地方労働委員会にあつてはそのうちの六人以上、公益委員の数が十一人に、」に改め、同条第二十二項ただし書中「各五人とし」の下に、「第九項中「四人以上」とあるのは「三人以上」とを加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中央労働委員会並びに東京都及び大阪府が設ける地方労働委員会の事務の円滑な遂行を期するため、これらの労働委員会の委員の定数を増加する等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 中央労働委員会の委員の定数につき、公勞使各側委員を一人ずつ増加し、現行の各八人から各九人とする。

2 東京都及び大阪府が設ける地方労働委員会の委員の定数につき、公勞使各側委員を二人ずつ増加し、東京都地方労働委員会については現行の各十一人から各十三人と、大阪府地方労働委員会については現行の各九人から各十一人とする。

また、新たに、公勞使各側委員各九人の地方労働委員会を政令で定めることができるものとする。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

中央労働委員会並びに東京都及び大阪府が設ける地方労働委員会の事務の円滑な遂行を期するため、これらの労働委員会の委員の定数を増加する等の措置を講ずることは、時宜に適應するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十三年四月二十五日

社会労働委員長 木野 晴夫
衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

労働組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近の労働委員会における不当労働行為事件の増加、事案の内容の複雑化等にかんがみ、次の事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 労働委員会の機能の十全な發揮を期するため、審査手続のあり方の検討、円滑な労使慣行の醸成等事件処理の促進について十分配慮すること。

一 労働委員会委員の処遇の改善及び各労働委員の管轄区域の実情に応じた事務局の整備、拡充に努めること。

一 不当労働行為等事件数の減少を図るため、行政指導及び啓蒙に努めること。

審議会等の整理等に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十三年二月十三日

内閣総理大臣 福田 赳夫

審議会等の整理等に関する法律

目次

第一章 総理府関係(第一条 第三十二条)

第二章 大蔵省関係(第三十三条 第三十九条)

第三章 文部省関係(第四十条 第四十三条)

第四章 厚生省関係(第四十四条 第五十四条)

第五章 農林水産省関係(第五十五条 第六十条)

第六章 通商産業省関係(第六十四条 第七十条)

四條

第七章 運輸省関係(第七十五条)

第八章 労働省関係(第七十六条)

第九章 建設省関係(第七十七条 第七十九条)

第十章 自治省関係(第八十条)

附則

第一章 総理府関係

(総理府設置法の一部改正)

第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中国土総合開発審議会の項、国土利用計画審議会の項、東北開発審議会の項、九州地方開発審議会の項、四国地方開発審議会の項、中国地方開発審議会の項、北陸地方開発審議会の項、首都圏整備審議会の項、近畿圏整備審議会の項、中部圏開発整備審議会の項、地方産業開発審議会の項、水資源開発審議会の項、豪雪地帯対策審議会の項、特殊土じよう地帯対策審議会の項、離島振興対策審議会の項、奄美群島振興開発審議会の項、小笠原諸島復興審議会の項、山村振興対策審議会の項及び台風常襲地帯対策審議会の項を削る。

(社会保険制度審議会設置法の一部改正)

第二条 社会保険制度審議会設置法(昭和二十三年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「四十人」を「三十四人」に改める。

第五条第一項中「左の」を「次の」に、「同数を」を「十人(第二号に掲げる者にあつては、四人)」に改める。

(地方制度調査会設置法の一部改正)

第三条 地方制度調査会設置法(昭和二十七年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第三項中「関係各行政機関の職員」を削る。

(科学技術庁設置法の一部改正)

(科学技術庁設置法の一部改正)

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一) 審議会等の整理等に関する法律案及び同報告書

第四条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項の表中

航空技術審議会	航空技術に関する重要事項を審議すること。
電子技術審議会	電子技術に関する重要事項を審議すること。

航空・電子等
技術審議会

航空技術、電子技術その他科学技術に関し多数の部門の協力が必要とされる総合的試験研究(他の行政機関の所掌に属するものを除く)を要する技術に関する重要事項を審議すること。

を削る。

(技術士法の一部改正)

第五条 技術士法(昭和三十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「関係行政機関の職員及び」を削り、同条第二項中「(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

(国土庁設置法の一部改正)

第六条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(国土審議会)

第八条 国土庁に、附属機関として、国土審議会を置く。

第八条の次に次の二条を加える。

第九条 国土審議会(以下この条において「審議会」という。)は、第四条第二十二号ロ、ホ、リ、ルからラまで及びオに掲げる法律その他の法律の規定によりその権限に属せられた事項を行うほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、国土の開発、整備及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議する。

2 審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員四十五人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者
二 参議院議員のうちから参議院が

第七条第一号中「第八条まで」の下に「及び第二十一条第一項」を加える。

に改め、発明奨励審議会の項

指名する者

六人

三 学識経験を有する者 三十人以内
前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長を置き、委員のうちから互選する。

5 会長は、会務を総理し、及び審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項を調査審議させるため、審議会に特別委員を置くことができる。

8 特別委員は、国会議員、当該事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

9 委員及び特別委員は、非常勤とする。

10 審議会に、政令で定める特別委員会を置く。

11 特別委員会に属すべき委員及び特別委員は、内閣総理大臣が指名する。

12 審議会は、その定めるところにより、特別委員会の決議をもつて審議会の決議とすることができ。

13 審議会は、その所掌事務を処理するため必要と認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第十四 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十條 次の表の上欄に掲げる機関は、国土庁の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するところとする。

種 類	目 的
国土利用計画審議会	国土調査法、国土調査促進特別措置法及び国土利用計画法の規定によりその権限に属せられた事項を行うこと。
土地鑑定委員会	地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律の規定によりその権限に属せられた事項を行うこと並びに長官の諮問に應じて不動産の鑑定評価に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について長官に建議すること。
水資源開発審議会	水資源開発促進法の規定によりその権限に属せられた事項を行うこと。
奄美群島振興開発審議会	奄美群島振興開発特別措置法の規定によりその権限に属せられた事項を行うこと。
小笠原諸島復興審議会	小笠原諸島復興特別措置法の規定によりその権限に属せられた事項を行うこと。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めがある場合を除くほか、政令で定める。

(国土総合開発法の一部改正)

第七条 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

日次中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「第六条の六」を「第六条」に改める。

「第二章 国土総合開発審議会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会」を「第二章 国土審議会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同条第一項中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に改める。

会」に改め、同条第二項中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「左に」を「次に」に改め、同条第三項中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に改め、同条第四項中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第五条を次のように改める。

(要旨の公表)

第五条 国土審議会は、この法律の規定により調査審議した結果について必要があると認めるところの場合においては、その要旨を公表するものとする。

第六条から第六條の五までを削り、第六條の六第四項中「除く外」を「除くほか」に改め、同条を第六條とする。

第七條第一項中「聞き」を「聴き」に、「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に改める。

第七條の二第三項及び第四項中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に改める。

第八條第四項中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第十條第一項中「充分」を「十分」に、「居ない」を「いない」に、「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第十條の二第二項及び第十三條の二第二項中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第十四條第一項中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改め、同條第二項を削る。

（特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正）

第八條 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「特殊土じよう地帯対策審議会」を「国土審議会」に、「きいて」を「聴いて」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三條第一項中「特殊土じよう地帯対策審議会」を「国土審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第五條の見出しを「（国土審議会）」に改め、同條第一項を次のように改める。

国土審議会（以下「審議会」という。）は、特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議する。

第五條第二項中「特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項」を「前項に規定する事項」に改める。

第六條及び第七條を次のように改める。

第六條及び第七條 削除

（離島振興法の一部改正）

第九條 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項及び第五條第一項中「離島振興対策審議会」を「国土審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第十條の見出しを「（国土審議会）」に改め、同條第一項を次のように改める。

国土審議会は、離島振興に関する重要事項を調査審議する。

第十條第二項中「審議会」を「国土審議会」に、「離島振興に関する重要事項」を「前項に規定する事項」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第十條 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「属せしめられた」を「属せられた」に、「総理府」を「国土庁」に改める。

第八條第一項中「関係行政機関の職員」を削る。

（首都圏整備法の一部改正）

第十一條 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「首都圏整備審議会」を「国土審議会」に改める。

第二章 首都圏整備審議会を「第二章 国土審議会」に改める。

第十八條の見出しを「（国土審議会）」に改め、同條第一項を削り、同條第二項中「審議会」を「国土審議会（以下「審議会」という。）は」に改め、「その他審議会の権限に属せられた事項」を削り、同項を同條第一項とし、同條第三項中「首都圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項」を「前項に規定する事項」に改め、同項を同條第二項とする。

第十九條及び第二十條を次のように改める。

第十九條及び第二十條 削除

第三十三條中「基き」を「基づき」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（東北開発促進法の一部改正）

第十二條 東北開発促進法（昭和三十三年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「東北開発審議会」を「国土審議会」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第五條の見出しを「（国土審議会）」に改め、同條中「審議会」を「国土審議会」に改める。

第六條から第八條までを次のように改める。

第六條から第八條まで 削除

（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部改正）

第十三條 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「聞き、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て」を「聴いて」に改める。

第三條第一項中「かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て」を削る。

第六條から第十條までを次のように改める。

第六條から第十條まで 削除

（九州地方開発促進法の一部改正）

第十四條 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「九州地方開発審議会」を「国土審議会」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第五條の見出しを「（国土審議会）」に改め、同條中「審議会」を「国土審議会」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六條から第八條までを次のように改める。

第六條から第八條まで 削除

（四国地方開発促進法の一部改正）

第十五條 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「四国地方開発審議会」を「国土審議会」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第五條の見出しを「（国土審議会）」に改め、同條中「審議会」を「国土審議会」に改める。

第六條から第八條までを次のように改める。

第六條から第八條まで 削除

（北陸地方開発促進法の一部改正）

第十六條 北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「北陸地方開発審議会」を「国土審議会」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第五條の見出しを「（国土審議会）」に改め、同條中「審議会」を「国土審議会」に改める。

第六條から第八條までを次のように改める。

第六條から第八條まで 削除

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一) 審議会等の整理等に関する法律案及び同報告書

九〇六

(低開発地域工業開発促進法の一部改正)

第十八条 低開発地域工業開発促進法(昭和三十三年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方産業開発審議会」を「国土審議会」に、「そなえて」を「備えて」に改め、同条第七項中「きく」を「聴く」に、「地方産業開発審議会」を「国土審議会」に改める。

第三条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同条第一項中「地方産業開発審議会(以下「審議会」という。)」を「国土審議会」に改め、同条第二項中「審議会」を「国土審議会」に改める。

(水資源開発促進法の一部改正)

第十九条 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「総理府」を「国土庁」に改める。

第十一条第一項中「国土総合開発計画」を「国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画又は中部圏開発整備計画」に、「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「きいて行なう」を「聴いて行なう」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第二十条 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「豪雪地帯対策審議会」を「国土審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同条第二項中「豪雪地帯対策審議会」を「国土審議会」に改める。

第三条第一項中「豪雪地帯対策審議会」を「国土審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第五条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会」を「国土審議会」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「審議会」を「国土審議会」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条 削除

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除

(新産業都市建設促進法の一部改正)

第二十一条 新産業都市建設促進法(昭和三十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項、第四条第三項、第六条第三項及び第八条第四項中「地方産業開発審議会」を「国土審議会」に改める。

第十条第三項中「地方産業開発審議会」を「国土審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

第十二条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会」を「国土審議会」に改め、同条第三項中「審議会」を「国土審議会」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条から第十五条まで 削除

(近畿圏整備法の一部改正)

第二十二條 近畿圏整備法(昭和三十三年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「近畿圏整備審議会」を「国土審議会」に、「第二十二條」を「第二十一條」に改める。

第三章 近畿圏整備審議会を「第三章 国土審議会」に改める。

第六条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会」を「国土審議会(以下「審議会」という。))」に改め、「その他審議会の権限に属せられた事項」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「近畿圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項」を「前項に規定する事項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条を次のように改める。

第九条第一項中「関係指定都市及び審議会の意見をきく」を「関係指定都市(地方自治法(昭和

二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。及び審議会の意見を聴く」に改める。

第二十二條を削る。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第二十三條 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「近畿圏整備審議会」を「国土審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

(工業整備特別地域整備促進法の一部改正)

第二十四條 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「地方産業開発審議会」を「国土審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第三条第四項中「地方産業開発審議会」を「国土審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

第五条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同条第一項中「地方産業開発審議会(以下「審議会」という。))」を「国土審議会」に改め、同条第二項中「審議会」を「国土審議会」に改める。

(山村振興法の一部改正)

第二十五條 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「山村振興対策審議会」を「国土審議会」に改める。

第十六条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会」を「国土審議会」に改め、「この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「審議会」を「国土審議会」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第八項までを削る。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正)

第二十六條 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「首都圏整備審議会」を「国土審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

(中部圏開発整備法の一部改正)

第二十七條 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「中部圏開発整備審議会」を「国土審議会」に、「第二十四條」を「第二十二條」に改める。

第三章 中部圏開発整備審議会を「第三章 国土審議会」に改める。

第六条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会」を「国土審議会(以下「審議会」という。))」に改め、「その他審議会の権限に属せられた事項」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「中部圏開発整備計画の策定及び実施に関する重要事項」を「前項に規定する事項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条を次のように改める。

第八条第四項第一号中「関係指定都市」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。))」を加える。

第二十三條及び第二十四條を削る。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正)

第二十八條 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「中部圏開発整備審議会」を「国土審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)

改正)

第二十九条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第五項第二項中「近畿圏整備審議会」を「国土審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

(小笠原諸島復興特別措置法の一部改正)
第三十条 小笠原諸島復興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「総理府」を「国土庁」に改める。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)
第三十一条 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「近畿圏整備審議会」を「国土審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

(国土利用計画法の一部改正)
第三十二条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「総理府」を「国土庁」に改める。

第二章 大蔵省関係

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「の外」を「のほか」に、「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中国民金融審議会の項、旧軍港市国有財産処理審議会の項及び連合国財産補償審査会の項を削る。

第二十一条の二に次の一項を加える。

2 旧軍港市国有財産処理審議会は、旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)第六條第一項に規定する旧軍港市関係財務局の附属機関として関東財務局に置かれるものとす、その設置の目的は、旧軍港市関係財務局

の財務局長の諮問に依りて、同法の規定に基づく旧軍用財産の処理及び普通財産の譲与に関する重要な事項について調査審議することとする。

(関税定率法の一部改正)

第三十四条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第四項中「及び関係行政機関の職員」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

(財政法の一部改正)
第三十五条 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第六項中「及び特別委員」及び「関係行政機関の職員及び」を削り、「経験のある者のうちから」の下に、「特別委員は、関係行政機関の職員及び」を削り、「経験のある者のうちから」を加え、同条第七項中「半議又は経験のある者のうちから任命された」を削り、同条第八項中「前項の」を削る。

(国民金融公庫法の一部改正)

第三十六條 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 国民金融審議会(第十條)」を「第二章 削除」に、「第十七條」を「第十七條の二」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第十條 削除
第十三條第一項中「審議会の推薦に基き」を削る。

第十八條第一項中「掲げる」を「規定する」に改め、「審議会の議を経て」を削る。

第十九條中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十條中「添附書類」を「添付書類」に改め、「審議会の議を経て行」を削る。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第二十九條第二項を削る。

第四十一條中「通貨発行審議会の推薦に基き、第十條第三項各号に該当する者並びに庶民金庫及び恩給金庫を代表する者のうちから」を削る。

(旧軍港市転換法の一部改正)

第三十七條 旧軍港市転換法の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「大蔵大臣」を「その管轄区域内に旧軍港市が所在する財務局(以下この項において「旧軍港市関係財務局」という。)の財務局長に、「大蔵省」を「旧軍港市関係財務局の附属機関として、関東財務局」に改め、同条第二項中「十九人」を「十六人」に改め、同条第三項中「左にかける」を「次に掲げる」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同項第六号中「五人」を「四人」に改め、同条第四項第四号とし、同条第四項中「第六号にかける」を「第四号に掲げる」に、「両議院の同意を得て、内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条第十一項中「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第十項とする。

(連合国財産補償法の一部改正)

第三十八條 連合国財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「基く」を「基づく」に改め、「大蔵省」の下に「附属機関として、政令で定めるところにより、」を加え、「置く」を「置くことができる」に改める。

(酒税法の一部改正)

第三十九條 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「国税庁長官及び」を削り、同条第二項中「国税局長及び」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 中央酒類審議会の委員は、学識又は経験のある者のうちから、中央酒類審議会の臨時委員並びに地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員及び学識又は経験のある者のうちから、それぞれ、国税庁長官又は国税局長が任命する。

第三十八條第五項中「学識又は経験のある者のうちから任命された中央酒類審議会又は」を「中央酒類審議会の委員及び学識又は経験のある者のうちから任命された」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十九條第一項を次のように改める。

委員の互選により中央酒類審議会又は地方酒類審議会の会長として定められた者は、それぞれ会務を総理する。

第三章 文部省関係

(文部省設置法の一部改正)

第四十條 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項の表私立大学審議会の項中「及び私立大学」を「及び私立高等専門学校並びにこれらの学校に、「私立大学に関する」を「私立大学及び私立高等専門学校に関する」に改め、同表大学設置審議会の項中「大学設置の認可及び」を「大学及び高等専門学校設置の認可及び」に改め、同表中等専門学校設置審議会の項を削る。

(学校教育法の一部改正)

第四十一條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十條の七を削り、第七十條の八を第七十條の七とする。

第七十條の九中「第五十條第五項」の下に「第六十條第一項」を加え、同条を第七十條の八とする。

第六十條第一項中「第七十條の九」を「第七十條の八」に改める。

昭和五十二年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一) 審議会等の整理等に関する法律案及び同報告書

(私立学校法の一部改正)

第四十二条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に改め、同条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「私立大学について、第五条」を「私立大学又は私立高等専門学校について、第五条第一項」に改め、「第六十条第一項」の下に「(同法第七十条の八において準用する場合を含む。)」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項を削る。

第十八条第二項中「私立大学に関する」を「私立大学及び私立高等専門学校に関する」に改める。

第十九条第二項第一号中「若しくは教員又は私立大学」を「私立高等専門学校の校長、これらの学校の教員又はこれらの学校の」に改め、同条第四項中「学長」の下に「校長」を加える。

第二十条第一項本文中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加え、同項ただし書中「私立大学」の下に「又は私立高等専門学校」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項前段中「第十一条第二項」の下に「(後段を除く。)」を加え、同項後段中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。

第二十六条第二項中「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第三十一条第二項中「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六十三条第一項中「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に、「私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会」を「若しくは私立大学審議会」に改める。

第六十四条第一項中「第五条各号」を「第五条第一項各号」に改める。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第四十三条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に、「私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会」を「若しくは私立大学審議会」に改める。

第四章 厚生省関係
(厚生省設置法の一部改正)

第四十四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中「厚生統計協議会 厚生大臣の諮問に応じ、厚生統計に関する重要事項を調査審議すること。」を「厚生統計協議会 厚生大臣の諮問に応じ、厚生統計に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。

「厚生統計協議会 厚生大臣の諮問に応じ、厚生統計に関する重要事項を調査審議すること。」を「厚生統計協議会 厚生大臣の諮問に応じ、厚生統計に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。

公衆衛生審議会 公衆衛生に関する重要事項に
「公衆衛生審議会 公衆衛生に関する重要事項に、及び関係行政機関の意見に述べること。」

改め、中央精神衛生審議会の項、栄養審議会の項、結核予防審議会の項、伝染病予防調査会の項及び医師研修審議会の項を削り、同表医療関係者審議会の項中「並びに医師法」を「医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)」に改め、「実地修練」の下に「並びに医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修」を加える。

(児童福祉法の一部改正)

第四十五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「関係行政機関の官吏又は吏員」を削り、「の中から」を「のうちから」に改める。

(予防接種法の一部改正)

第四十六条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第十八条第二項中「伝染病予防調査会」を「公衆衛生審議会」に改める。

(医師法の一部改正)

第四十七条 医師法の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「医師研修審議会」を「医療関係者審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

(身体障害者福祉法の一部改正)

第四十八条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「関係行政機関の職員」を削る。

(精神衛生法の一部改正)

第四十九条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「精神衛生審議会」を「地方精神衛生審議会」に改める。

第十七条の見出しを「(条例への委任)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二十九条の六第二項中「中央精神衛生審議会」を「公衆衛生審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第五十条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「次の各号に掲げる者」を「社会福祉事業に従事する者及び社会福祉事業に關して学識経験がある者」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項中「社会福祉事業に従事する者又は社会福祉事業に關して学識経験がある者のうちから任命される」を削り、同項を同条第二項とする。

(結核予防法の一部改正)

第五十一条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「結核予防審議会及び結核診査協議会」を「結核診査協議会」に改める。

第三十九条第二項中「結核予防審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

「第七章 結核予防審議会及び結核診査協議会」を「第七章 結核診査協議会」に改める。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第四十四条から第四十七条まで 削除

(麻薬取締法の一部改正)

第五十三条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の六第九項中「精神衛生審議会」を

〔開拓宮農振興臨時措置法の一部改正〕
第六十二条 開拓宮農振興臨時措置法（昭和三十
二年法律第五十八号）の一部を次のように改正

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一) 審議會等の整理等に関する法律案及び同報告書

する。

第九条を削る。

(漁業災害補償法の一部改正)

第六十三条 漁業災害補償法の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十七条の十五」を「第百四十七条の十三」に改める。

第百四十七条の十二第二項中「漁業共済保険審査会」を「農林漁業保険審査会」に改める。

第百四十七条の十四及び第百四十七条の十五を削る。

第六章 通商産業省関係

(通商産業省設置法の一部改正)

第六十四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

輸出検査審議会

輸出検査に関する重要事項を調査審議すること。

輸出検査及びデザイン奨励審議会

輸出検査及びデザインに関する奨励に関する重要事項を調査審議すること。

改め、デザイン奨励審議会の項を削り、

電子・機械工業審議会

電子工業その他の機械工業の振興に関する重要事項を調査審議すること。

航空機・機械工業審議会

航空機工業の育成その他機械工業の振興に関する重要事項を調査審議すること。

改め、航空機工業審議会の項を削る。

第三十六条の十二第一項の表鉱業審議会の項中「石油」の下に「供給の確保を加え、同表中石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の項を削り、同表石油審議会の項中「確保」の下に「及び可燃性天然ガス資源の開発」を加え、同表中

電気主任技術者資格審査会の項を削る。

(輸出保険法の一部改正)

第六十五条 輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 審議会は、委員十一人以内で組織する。

2 委員は、貿易、金融又は保険に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

4 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第十八条第一項中「学識経験のある者のうちから任命された」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

(計量法の一部改正)

第六十六条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二百十條第二項中「関係行政機関の職員及び」を削る。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正)

第六十七條 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会(第二十五条―第三十二条)」を「第四章 削除」に改める。

第四章 削除

第二十五条から第三十三条まで 削除

第三十八條の次に次の一条を加える。

(石油審議会への諮問等)

第三十八條の二 通商産業大臣は、第五条第一項若しくは第六条の規定による定めをし、又

は第八条、第九条、第十条第三項若しくは第十一条第三項の規定による命令をするときは、石油審議会に諮問し、その意見を尊重して、これをしなければならぬ。

2 石油審議会は、前項の規定により諮問された事項(第十条第三項の規定による命令に係る事項を除く)についてその意見を答申しようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示し、利害関係人の出席を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第六十八條 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「及び専門委員」及び「関係行政機関の職員及び」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び石炭鉱業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第七十三条中「学識経験のある者のうちから任命された」を削る。

(輸出検査法の一部改正)

第六十九條 輸出検査法(昭和三十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 輸出検査審議会(第三十条―第三十七條)」を「第四章 削除」に改める。

第四章 削除

第三十条から第三十七條まで 削除

第三十八條(見出しを含む)中「審議会」を「輸出検査及びデザイン奨励審議会」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第七十條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五條中「及び専門委員」及び「関係行政

機関の職員及び」を削り、同条に次の一項を加える。

2 安定審議会の専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

(航空機工業振興法の一部改正)

第七十一条 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 航空機工業審議会(第三条―第十条)」を「第二章 削除」に改める。

第二章 削除

第三条から第十条まで 削除

(石油業法の一部改正)

第七十二条 石油業法(昭和三十三年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 石油審議会(第十六條―第十九條)」を「第三章 削除」に、「第二十條・第二十一條」を「第二十條―第二十一條」に改める。

第三章 削除

第十六條から第十九條まで 削除

第二十條の次に次の一条を加える。

(石油審議会への諮問)

第二十條の二 通商産業大臣は、第三条第一項の規定により石油供給計画を定め、同条第四項の規定により石油供給計画を変更し、第四條、第七條第一項若しくは第八條第一項若しくは第二項の規定により処分をし、第十条第二項(第十二條第三項において準用する場合を含む)の規定により勧告し、又は第十五條の規定により販売価格の標準額を定めようとするときは、石油審議会に諮問しなければならない。ただし、石油審議会が輕微なものと認めたときは、この限りでない。

(中小企業近代化促進法の一部改正)

第七十三條 中小企業近代化促進法(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正す

る。

第十四条第一項中「及び専門委員」及び「関係行政機関の職員及び」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「学識経験のある者のうちから任命された」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び中小企業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

(電気事業法の一部改正)

第七十四条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「電気主任技術者資格審査会」を「電気主任技術者資格審査委員等」に改める。

第五十六条第二項中「電気主任技術者資格審査会が行なう」を「通商産業大臣が行う」に改める。

「第四章 電気事業審議会及び電気主任技術者資格審査会」を「第四章 電気事業審議会及び電気主任技術者資格審査委員等」に改める。

第九十四条から第九十九条までを次のように改める。

(電気主任技術者資格審査委員等)

第九十四条 電気主任技術者国家試験に關する事務をつかさどるため、通商産業省に電気主任技術者資格審査委員を置く。

2 電気主任技術者資格審査委員は、前項の事務を行うほか、電気主任技術者の資格に關する事項について、通商産業大臣の求めに應じ、意見を述べることが出来る。

3 電気主任技術者国家試験に關する専門の事項を調査させるため、通商産業省に電気主任技術者国家試験専門委員を置くことができる。

4 電気主任技術者資格審査委員及び電気主任技術者国家試験専門委員(以下「審査委員等」という。)は、関係行政機関の職員及び電気技術に關し学識経験のある者のうちから、通商

産業大臣が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審査委員等に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十五条から第九十九条まで 削除

第七章 運輸省關係

(運輸省設置法の一部改正)

第七十五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二を次のように改める。

(審理官等)

第十五条の二 運輸審議会の事務を処理させるため、運輸審議会に審理官その他の職員を置く。

第二十二條第一項中「左の」を「次の」に改め、第十八号を削り、第十七号の四を第十八号とする。

第八章 労働省關係

(労働省設置法の一部改正)

第七十六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中労働基準監督官分限審議会の項を削り、同表中央職業安定審議会の項中「施行の下に」並びに駐留軍関係離職者対策」を加え、同表中駐留軍関係離職者対策審議会の項を削る。

附則第三項を削る。

第九章 建設省關係

(建設省設置法の一部改正)

第七十七条 建設省設置法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「関係各庁の職員」を削る。

第三十六條後段を削る。

(道路法の一部改正)

第七十八條 道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「並びに関係行政機関」を削る。

り、同項ただし書を削る。

第八十一条第一項中「関係行政機関及び地方公共団体の職員のうちから任命される委員を除く他の」を「学識経験を有する者のうちから任命される」に、「但し」を「ただし」に改める。

(河川法の一部改正)

第七十九条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項中「関係行政機関の職員」を削る。

第十章 自治省關係

(地方税法の一部改正)

第八十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百八十八條の二第四項中「関係行政機関の職員」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十九條中精神衛生法第十六條の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九條中森林法第七十條の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く)及び第六條から第九條までの規定、第十條中奄美群島振興開発特別措置法第七條第一項の改正規定並びに第十一條、第十二條及び第十四條から第三十二條までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる審議会については、公布の日から起算して六月を経過する日までは適用しない。

一 改正後の児童福祉法第九條第三項の規定 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会

二 改正後の社会福祉事業法第八條第一項の規定 定 地方社会福祉審議会

三 改正後の森林法第七十一条第一項の規定 都道府県森林審議会

(経過措置)

二 改正後の社会福祉事業法第八條第一項の規定

三 改正後の森林法第七十一条第一項の規定 都道府県森林審議会

(経過措置)

3 従前の総理府の国土利用計画審議会並びにその会長、委員及び臨時委員、水資源開発審議会並びにその会長、委員及び専門委員、奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに小笠原諸島復興審議会並びにその会長及び委員は、それぞれ国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 この法律の施行の際現に私立大学審議会の委員である者は、当該委員としての任期が満了する日までの間、引き続き私立大学審議会の委員として在任するものとする。

5 この法律の施行前に、改正前の森林国営保険法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは漁業災害補償法又はこれらの法律に基づく命令の規定により、森林保険審査会、農業共済再保険審査会、漁船再保険審査会又は漁業共済再保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続は、改正後の森林水産省設置法若しくは同法に基づく命令又は改正後の森林国営保険法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは漁業災害補償法の規定により森林漁業保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

6 改正後の通商産業省設置法第三十六條の十二第一項の規定により置かれる石油審議会は、公布の日から起算して六月を経過するものとする。

理 由

行政機構の簡素化及び合理化を図るため、審議会等の整理、委員構成等の改善等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一) 審議會等の整理等に関する法律案及び同報告書 許可、認可等の整理に関する法律案及び同報告書

審議會等の整理等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法案は、行政機構の簡素化及び合理化を図るため、昭和五十二年十二月二十三日に政府の決定した行政改革計画に基づき、各行政機関に置かれていた四十七審議會等を整理するとともに、四十審議會等について委員構成等の改善を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

(一) 審議會等の整理統合

1 社会経済情勢の変化に伴い必要性の低下したもの、活動の不活発なもの等については、これを廃止すること。(台風常襲地帯対策審議會等六審議會等)

2 設置目的、審議事項等が類似しているもの等については、これを統合すること。(国土総合開発審議會等三十九審議會等を対象に統合を行い、同審議會等二十七審議會等を整理)

3 審議内容が地域的に限られているもの等については、これを地方支分部局に移管する等の措置を講ずること。(旧軍港市国有財産処理審議會等二審議會)

(二) 審議會等の委員構成等の改善

1 各行政機関を通じ、社会保障制度審議會等二十三審議會等について、行政機関の職員のうちから委員を任命する制度及び大臣又は行政機関の職員を会長とする制度の廃止並びに委員定数の縮減を行うこととする。

2 (一)の2において統合するものとされた三十九審議會等のうち国土総合開発審議會等十七審議會等について、統合に当たり、行政機関の職員のうちから委員を任命する制度等の廃止並びに委員定数の縮減を行うこととする。

二 議案の修正議決理由

本法案は、行政機構の簡素化及び合理化を推進するため、要当な措置と認め、本法律案中、農林水産省とあるのを農林省に修正することと議決し、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約八千百万円が昭和五十三年度一般会計予算及び特別会計予算に計上されている。

昭和五十三年四月二十五日

衆議院議長 保利 茂殿 伊平

目次

第一章 総理府関係(第一条—第三十二条)

第三十四条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中農業観測審議會の項を削り、

農業共済再保険審査会	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)により政府の行ない再保険に関する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に関する事項を調査審議すること。
農林統計審議會	農林水産省の所掌事務に係る統計その他の情報の作成及びこれに必要な資料の収集その他の調査に関する重要事項を調査審議すること。

農林漁業保険審査会	森林国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)、農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)及び漁業災害補償法(昭和二十九年法律第五十八号)によりその権限に属させた事項を行うこと。
農林水産統計観測審議會	農林水産省の所掌事務に係る統計その他の情報の作成及びこれに必要な資料の収集その他の調査に関する重要事項並びに統計的調査資料に基づく農林水産業に関する予測事業に関する重要事項を調査審議すること。

開拓官農振興審議會の項を削る。

第六十五条を次のように改める。

(中央森林審議會)

第六十五条 林野庁に、附属機関として、中央

第二章 大蔵省関係(第三十三条—第三十九条)

第三章 文部省関係(第四十条—第四十三条)

第四章 厚生省関係(第四十四条—第五十四条)

第五章 農林水産省関係(第五十五条—第六十条)

第六章 通商産業省関係(第六十一条—第七十条)

第七章 運輸省関係(第七十一条—第七十五条)

第八章 労働省関係(第七十六条)

第九章 建設省関係(第七十七条—第七十九条)

第十章 自治省関係(第八十条)

附則

第五章 農林水産省関係

(農林水産省設置法の一部改正)

第五十五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中農業観測審議會の項を削り、

とする機関とする。

3 中央森林審議會については、森林法の定めるところによる。

第八十八条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中漁船再保険審査会の項及び漁業共済保険審査会の項を削り、同条第二項中「漁船再保険審査会については漁船損害補償法、漁業共済保険審査会については漁業災害補償法」を削る。

附則

5 この法律の施行前に、改正前の森林国営保険法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは漁業災害補償法又はこれらの法律に基づく命令の規定により、森林保険審査会、農業共済再保険審査会、漁船再保険審査会又は漁業共済再保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続は、改正後の農林水産省設置法若しくは同法に基づく命令又は改正後の森林国営保険法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは漁業災害補償法の規定により農林漁業保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

許可、認可等の整理に関する法律案

右

昭和五十三年三月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

許可、認可等の整理に関する法律

(古物営業法の一部改正)

第一条 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第八号の見出し中「及び露店」を削り、同条第一項中「行商を出し中」を含む。以下同じ。

を「行商(露店を出し中)を含む。以下同じ。」とし、同条第二項中「させ、又は露店を出させる」を「させる」に改める。

第十條第二項中「又は露店」を削る。

第十一條第一項第一号中「又は露店」を削り、同項第二号中「露店」を削り、「せり売」を「競り売り」に改め、同項第三号中「又は露店」を削る。

第十二條中、「露店を出し」を削り、「せり売」を「競り売り」に、「し、又は露店を出す」を「する」に改める。

第二十四條第三項中「第八條第一項、第二項」を「第八條第一項若しくは第二項」に、「基づく」を「基づく」に、「露店」若しくは「せり売」を「若しくは競り売り」に改める。

(国土調査法の一部改正)

第二條 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の次に次の一條を加える。

(内閣総理大臣の権限の委任)

第三十三條の二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定に基づくその権限の一部を国土庁長官に委任することができる。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第三條 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が総理府令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第四條 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法

律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が総理府令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第五條 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十條の六中「基く内閣総理大臣」を「基づく内閣総理大臣(前項の規定により権限の委任を受けた国土庁長官を含む)」に改め、同条を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定に基づくその権限の一部を国土庁長官に委任することができる。

(東北開発株式会社法の一部改正)

第六條 東北開発株式会社法(昭和十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第六章中第二十六條の次に次の一條を加える。

第二十六條ノ二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより本法ノ規定ニ依ル其ノ権限ノ一部ヲ国土庁長官ニ委任スルコトヲ得

(人権擁護委員法の一部改正)

第七條 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「都道府県知事並びに当該」を「当該市町村を包括する」に、「但書」を「ただし書」に、「聞いて」を「聴いて」に改め、同条第五項中「都道府県知事並びに当該」を「当該市町村を包括する」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

(たばこ専売法の一部改正)

第八條 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十

一号)の一部を次のように改正する。

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

第二十三條第二項を削る。

第七十三條第一号中「第十六條」を削り、同条第七号中「以下この号において同じ。」第一項の規定に違反し、又は第二十三條第二項の規定による公社の指示を」の規定に改める。

(塩専売法の一部改正)

第九條 塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「期日、場所及び運搬通路」を「期日及び場所」に改める。

第五十條第五号中「運搬通路又は」を削る。

(砂糖消費税法の一部改正)

第十條 砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條第七項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月末日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

(揮発油税法の一部改正)

第十一條 揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十四條第七項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月末日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

(トランプ類税法の一部改正)

第十二條 トランプ類税法(昭和三十三年法律第百七十三号)の一部を次のように改正する。

第八條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 修理のためトランプ類の製造場に移入されたトランプ類については、この法律(前条、第三十三條及び同条の規定に係る罰則を除

く)を適用しない。

第十五條第七項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月末日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

第三十二條の見出し中「又は販売」を削り、同条第一項中「又はトランプ類の販売業をしようとする者」、「又は営業場」、「(販売業をしようとする者が営業場を設けない場合には、その住所)及び」又は「販売業者」を削り、「製造又は販売」を「製造」に改め、同条第二項中「又は販売業者」を削り、同条第三項中「又は販売業者」を削り、「製造業又は販売業」を「製造業」に改め、「又は営業場」及び「(販売業者が営業場を設けない場合には、その住所)」を削り、同条第四項中「又は販売業」を削る。

(物品税法の一部改正)

第十三條 物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項第三号中「で、そのもどし入れの際修繕を要するものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの」を削る。

(石油ガス税法の一部改正)

第十四條 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月末日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十五條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六條第五項中「五万円」を「五十万円」に改める。

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一) 許可、認可等の整理に関する法律案及び同報告書

(青年学級振興法の一部改正)

第十六条 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

(栄養改善法の一部改正)

第十七条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市にあつては、市長。第九条第三項を除き、以下同じ。」を加える。

第三条第二項中「(以下被調査者という。)」を削り、同条第三項を削る。

第四条第一項中「都道府県」の下に「及び保健所を設置する市」を加え、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「且つ」を「かつ」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条第一項中「又は保健所を設置する市の市長」を削る。

第十二条第二項及び第十六条第一項中「(保健所を設置する市にあつては市長)」を削る。

(理容師法の一部改正)

第十八条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき行政庁の行う」を「結核、トラホームその他の厚生省令で定める疾病の有無につき、厚生省令の定めるところにより、」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第十九条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき、行政庁の行う」を「結核、トラホームその他の厚生省令で定める疾病の有無につき、厚生省令の定めるところにより、」に改める。

(美容師法の一部改正)

第二十条 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき行政庁が行う」を「結核、トラホームその他の厚生省令で定める疾病の有無につき、厚生省令の定めるところにより、」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第二十一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の九第三項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第四項中「ついでに主務大臣の同意を得て、その他の病院について」を「ついでにその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院について」に改め、同条第七項中「厚生大臣は」を「厚生大臣が指定した指定療育機関については厚生大臣が、都道府県知事は指定した指定療育機関については都道府県知事が」に改め、同条第八項中「(厚生大臣)」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第二十二条 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「ノ検査」を「ノ行フ検査又ハ命令ヲ以テ定ムル検査」に、「之ヲ輸出スルコト」を「其ノ売買取引ヲ為スコト」に改め、同条第三項中「第一項ノ検査又ハ前項ノ命令ヲ以テ定ムル検査」を「前項ノ検査」に改め、同条第二項を削る。

(中小企業振興事業団法の一部改正)

第二十三条 中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「通商産業大臣」を「通商産業大臣の認可を受けて、理事長」に改める。

(船舶整備公団法の一部改正)

第二十四条 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第十項及び第十二項中「であつて、運輸大臣の指定するもの」を削る。

(海上運送法の一部改正)

第二十五条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十三条の二中「第十九条の三第五項から第七項」を「第十九条の三第四項から第六項」に改める。

第四十九条第一号中「第十九条の三第四項、第六項(第二十三条の二において準用する場合を含む。)、第七項(第二十三条の二において準用する場合を含む。)、若しくは第八項」を「第十九条の三第五項若しくは第六項(第二十三条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十九条の三第七項」に改める。

(離島航路整備法の一部改正)

第二十六条 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のただし書を加える。
ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

補助航路事業者は、前項ただし書の事項について運輸計画を変更したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第七条に次の一項を加える。
3 第一項の規定により運輸計画の変更の認可を受け、又は前項の規定により運輸計画の変更の届出をした者は、当該運輸計画の変更につき、海上運送法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項の届出をすることを要しない。

つき、海上運送法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項の届出をすることを要しない。

第十一条第二号中「第七条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(電波法の一部改正)

第二十七条 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一百条第五項中「第十六条(運用開始及び休止の届出)」を削る。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正)
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

第二十八条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。
(労働者災害補償保険法の成立及び消滅に関する労働大臣の権限の委任)

第八条の二 第五條第一項及び前條第一項に規定する労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その全部又は一部を都道府県労働基準局長に委任することができる。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第二十九条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の二の次に次の一条を加える。
第四十九條の三 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働基準局長に委任することができる。

(建築士法の一部改正)

第三十一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項を削り、同條の次に次の一條を加える。

(住所等の届出)

第五條の二 一級建築士又は二級建築士は、免許証の交付の日から三十日以内に、住所その他の建設省令で定める事項を、一級建築士にあつては住所地の都道府県知事を經由して建設大臣に、二級建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 一級建築士又は二級建築士は、前項の建設省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては住所地の都道府県知事を經由して建設大臣に、二級建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事(都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更前の住所地の都道府県知事)に届け出なければならない。

3 前項に規定するもののほか、都道府県の区域を異にして住所を変更した二級建築士は、同項の期間内に第一項の建設省令で定める事項を変更後の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

第十一條中「の外」を「のほか」に、「住所」を「住所等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條及び次項から附則第七項までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第一條の規定による改正前の古物営業法(以下「旧古物営業法」という。第八條第一項又は第七條第二項の規定による行商又は露店の許可は、それぞれ第一條の規定による改正後の古物営業法(以下「新古物営業法」という。)第八條第一項又は第二項の規定による行商の許可とみなす。

3 旧古物営業法第十條第一項の規定により交付された行商又は露店の許可に係る許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、新古物営業法第十條第一項の規定により交付された行商の許可に係る許可証とみなす。

4 第一條の規定の施行の際現に旧古物営業法第八條第一項の規定による行商及び露店の許可又は同條第二項の規定による行商及び露店の許可を受けている者に係る当該行商又は露店の許可のうち有効期間の残存期間の短い許可証に係る許可については、前二項の規定にかかわらず、第一條の規定の施行の日における効力を失うものとし、当該許可に係る許可証は、第一條の規定の施行後速やかに当該都道府県公安委員会に返納しなければならない。

5 第一條の規定の施行の際現に旧古物営業法第二十四條第三項の規定により行商又は露店の停止処分を受けている者については、前三項の規定にかかわらず、当該停止期間の満了する日までの間は、なお従前の例による。

6 附則第四項の規定は、前項に規定する者が当該停止期間の満了する日の翌日に旧古物営業法第八條第一項の規定による行商及び露店の許可又は同條第二項の規定による行商及び露店の許可を受けている場合に準用する。この場合において、附則第四項中「第一條の規定の施行の際」と及び「第一條の規定の施行の日」とあるのは、「当該停止期間の満了する日の翌日」と、「第一條の規定の施行後」とあるのは、当該停止期間の満了する日の翌日以後」と読み替へるものとする。

7 第一條の規定の施行の際現に都道府県公安委員会に対しされている旧古物営業法第八條第一項又は第二項の規定による行商又は露店の許可

に係る申請は、それぞれ新古物営業法第八條第一項又は第二項の規定による行商の許可に係る申請とみなす。

8 この法律の施行前に第二十一條の規定による改正前の児童福祉法第二十一條の九第四項の規定により指定された病院は、第二十一條の規定による改正後の児童福祉法第二十一條の九第四項の規定により指定された病院とみなす。

9 この法律の施行前に第二十二條の規定による改正前の蚕糸業法(以下「旧蚕糸業法」という。)第十六條第二項の命令をもつて定める検査を受けた生糸の売買取引については、なお従前の例による。

10 この法律の施行の際現にされている旧蚕糸業法第十六條第二項の命令をもつて定める検査の請求は、第二十二條の規定による改正後の蚕糸業法第十六條第一項の命令をもつて定める検査(国の生糸検査所の検査に係る請求にあつては、同項の国の生糸検査所の行方検査)の請求とみなす。

11 この法律の施行前に第二十三條の規定による改正前の中小企業振興事業団法第十七條第五項の規定により通商産業大臣が任命した中小企業振興事業団の評議員は、第二十三條の規定による改正後の中小企業振興事業団法第十七條第五項の規定により通商産業大臣の認可を受けて理事長が任命したものとみなす。

12 この法律の施行の際現に存する貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及び貸室組合連合会(以下「貸家組合等」という。)に関しては、旧貸家組合法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

13 この法律の施行前に第三十一條の規定による改正前の建築士法第五條第四項の規定によりされた最近の届出は、第三十一條の規定による改正後の建築士法(以下「新建築士法」という。)第五條の二第一項の規定による届出とみなす。

14 前項の規定により新建築士法第五條の二第一

項の規定による届出とみなされた届出をした一級建築士又は二級建築士は、当該届出に係る事項で同項の建設省令で定める事項に相当するものにこの法律の施行の日以前までの間に変更があつたときは、この法律の施行の日から三十日以内に、一級建築士にあつては同條第二項の規定の例により建設大臣に、二級建築士にあつては同項及び同條第三項の規定の例により都道府県知事に届け出なければならない。

15 昭和五十三年一月一日からこの法律の施行の日までの間に免許証の交付を受けた一級建築士又は二級建築士(昭和五十二年十二月三十一日までに免許を受けた一級建築士又は二級建築士を除く。)は、この法律の施行の日から三十日以内に、新建築士法第五條の二第一項の規定の例により、それぞれ建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

16 この法律(第一條については、同條の規定)の施行前にした行為及び附則第五項の規定により従前の例によることとされる場合における第一條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(蘭糸価格安定法の一部改正)
17 蘭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第二号中「第十六條」を「第十六條第一項」に改める。

(蘭糸価格安定法の一部改正に伴う経過措置)
18 附則第九項に規定する生糸についての蘭糸価格安定法第十三條第一項及び第二項の規定による届出については、なお従前の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)
19 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号イを次のように改める。

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

許可、認可等の整理に関する法律案及び同報告書 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案及び同報告書

九一六

1 削除

(消費生活協同組合法の一部改正)

20 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
第九十九条第六号を次のように改める。

六 削除

(法人税法の一部改正)

21 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三の表中貸室組合、貸室組合連合会、貸家組合及び貸家組合連合会の項を削る。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

22 附則第十二項に規定する貸家組合等に関しては、前三項の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律
二 消費生活協同組合法
三 法人税法

理 由

行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、行政の簡素化及び合理化を図るため、昭和五十二年十二月二十三日に政府の決定した行政改革計画に基づき、九十六事項(関係法律三十一)の許可、認可等の整理を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。
1 許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものについては、これを廃止すること。(廃止されるもの三十七事項)

2 規制の方法又は手続を簡素化することが適当と認められるものについては、規制を緩和すること。(規制が緩和されるもの十六事項)

3 下部機関等において処理することが能率的であり、かつ、実情に即応すると認められるものについては、処分権限を委譲すること。(権限が委譲されるもの三十七事項)

4 統一的に処理することが適当と認められるものについては、これを統合すること。(統合されるもの六事項)

二 議案の可決理由

本案は、行政の簡素化及び合理化を推進するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十三年四月二十五日

内閣委員長 始関 伊平
衆議院議長 保利 茂殿

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。
昭和五十三年三月二十四日
内閣総理大臣 福田 赳夫

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第一条の九の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・〇七を乗じて得た金額に千三百円を十二で除して得た金額を加えた金額(当該平均標準給与の月額が三十四万九千八百八十一円以上であるときは、当該平均標準給与の月額に二万四千六百円を加えた金額とし、三十八万円を限度とする。)を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額
二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六十分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六十分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受

ける者が七十歳とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 第二項から前項までの規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年六月分以後、その額を、第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「五年」とあるのは、「十三年」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子及び孫が七十歳に達したときを除く)は、その日の属する月の翌月分以後、前項の規定を適用してその額を改定する。

8 第一条の六第五項の規定は、前二項の規定の適用につき準用する。

9 前条第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第二条の九の次に次の一条を加える。
(昭和五十三年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の法定年額に一・〇七を乗じて得た金額に千三百円を加えた金額(当該平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準

給与の仮定年額が四百九十九万五千七百七十二円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に二十九万五千二百円を加えた金額とし、四百五十六万円を限度とする。を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第 号。以下「昭和五十三年改正法」という。）第三条の規定による改正後の法律第四百十号又は法律第四百四号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・〇七を乗じて得た金額に千三百円を加えた金額（当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に千三百円を加えた金額）が四百九十九万五千七百七十二円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和五十三年改正法第三条の規定による改正後の法律第四百十号又は法律第四百四号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金で法律第四百十号附則第八項第一号に掲げる期間（二十一年以上に限る。）を有する組合員

に係るものについては、昭和五十三年六月分以後、その額を、それぞれ第一項又は前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項及び前項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替へるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の九の次に次の一条を加える。

（昭和五十三年度における恩給財団の年金の額の改定）

第三条の十 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十二の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が六十二万二千円に満たないものについては、その改定額を六十二万二千円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が六十二万二千円に満たないものを受け取る者が六十五歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を六十二万二千円に改定する。

第四条の七第一項中「次条」を「第五条」に改め、同項第三号中「以下この条において」を「第五条を除き、以下」に改め、同条第三項中「及び」を「又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十三年三月以前に退職をした長期に職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定）

第四条の八 昭和五十三年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額（第一条の十又は第二条の十の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金につい

ては、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五又は次条（同条を準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者に係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十万六千五百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万千円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。） 二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十一万千円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（ニに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

2 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合に

昭和五十三年四月二十七日 衆議院会議録第二十七号(一) 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

九一八

「第五級」を「第四級」に、「第六級」を「第五級」に、「第七級」を「第六級」に、「第八級」を「第七級」に、「第九級」を「第八級」に、「第十級」を「第九級」に、「第十一級」を「第十級」に、「第十二級」を「第十一級」に、「第十三級」を「第十二級」に、「第十四級」を「第十三級」に、「第十五級」を「第十四級」に、

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

二 議案の修正議決理由

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

九二〇

基本は、おおむね妥当なものと認めるが、本案の施行期日はすでに経過しているため、施行期日等につき修正を行う必要を認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十三年度一般会計予算に、六千八百五十一万四千円が計上されている。

昭和五十三年四月二十六日

文教委員長 菅波 茂
衆議院議長 保利 茂殿

【別紙】

(小字及び一は修正)

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第五條の改正規定並びに第四條、次項及び附則第五項の規定は、同年六月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二條第一項の規定、第三條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号。以下「法律第四十号」という。)附則第八項の規定及び附則第九項の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

(旧法の規定による遺族年金等に係る加算に関する経過措置)

123 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(以下「改正後の年金額改定法」という。)第五條第一項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

134 (標準給与に関する経過措置)

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前組員の資格を取得して施行日まで引き続く月(施行日がその属する月の初日である場合は、その月)の資格を有する者(昭和五十三年四月の資格)の標準給与が改定されるべき者を除く。のう

ち、同月の標準給与の月額が六万八千円以下である者(以下「標準給与が六万八千円以下である者」という。)は、昭和五十三年四月の標準給与の月額が六万七千円以下である者を除く。又は三十三万六千円である者(以下「標準給与が三十三万六千円である者」という。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

5 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十三年九月までの各月の標準給与とする。

6 附則第四項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする標準金は、昭和五十三年四月分以後の標準金について行ふものとし、同年三月分以前の標準金については、なお従前の例による。

7 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四十号。以下「法律第四十号」という。)附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四十号。以下「法律第四十号」という。)附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十二年四月一日から施行日

三年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十三年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百三十二万円」と読み替へるものとす

158 第四条の規定による改正後の法律第四十号附則第八項の規定(法律第四十号附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年五月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百三十二万円」と読み替へるものとす

169 当分の間、改正後の年金額改定法第四條の八及び第五條の規定は、施行日(改正後の年金額改定法第五條の規定については、昭和五十三年六月一日)以後に退職(死亡を含む。)をした組合員に係る年金について準用する。

1710 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

1710 (別紙) 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

私立学校教育の重要性と私立学校教職員共済組合の実情にかんがみ、政府は次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一 長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。
二 長期給付に対する日本私学振興財団の助成金については、必要な強化措置を講ずるよう努めること。

三 地方財政の実情にかんがみ、長期給付掛金に対する都道府県補助を充実するため、必要な措置を講ずること。

四 短期給付に要する費用について国庫補助の措置を講ずること。

五 私立学校教職員の退職手当制度及び職務上災害補償制度のあり方について速やかに検討を行うこと。

右決議する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

合衆国ドルによる三億三千九十万ドルの範囲内において、出資することができる。

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国際金融公社」の下に「(以下「公社」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、二千二百七十七万七千合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

第二条中「国際金融公社」を「公社」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

国際復興開発銀行及び国際金融公社の出資の額が増額されることとなるに伴い、我が国が出資するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国際復興開発銀行(以下「世銀」という。及び国際金融公社(以下「公社」という。))の出資の額が増額されることとなるに伴い、我が国が両機関に対し出資するための措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

政府は、世銀及び公社に対する従来の出資の額は、世銀には三億三、〇九〇万協定ドル(約三億九、九二〇万現行合衆国ドル)を、及び公社には二、二七七万七、〇〇〇万現行合衆国ドルをそれぞれ限度として、出資することができることとする。

二 議案の可決理由

世銀及び公社の任務の重要性にかんがみ、我が国が両機関に対し追加出資を行うための措置を講ずる本案は適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
昭和五十三年度一般会計予算に国際復興開発銀行出資金として一億四、〇〇〇万円が、また、国際金融公社出資金として一億九、四〇〇万円が計上されている。

昭和五十三年四月二十六日

大蔵委員長 大村 憲治

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国際復興開発銀行等の増資に当たっては、その機関の任務の重大性にかんがみ、最近における加盟国の経済の実態を十分反映したものであるように努め、その運営についても、より積極的に協力するよう努力すべきである。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十三年二月十五日

内閣総理大臣 福田 赳夫

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「この項及び第四項、次条第三項及び第七項、第一条の九第二項及び第四項、第一条の十第二項及び第四項並びに第一条の十の二第一項から第三項まで、第五項及び第七項を」を「第一条の十一の二まで」に改める。

第一条の十の二の次に次の二条を加える。
(昭和五十三年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十一 第一条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十三の仮定俸給(第一条の十第四項若しくは第七項の規定若しくは前条第五項、第八項、第十項若しくは第十一項の規定又は第一条の十第十項若しくは前条第十五項において準用する第一条第六項の規定により第一条の十第四項各号若しくは前条第五項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、それぞれ第一条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十四の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定し

た額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。次項及び第九項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短期間年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数)については、三百分の二)に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数)については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

九二二

- 一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十二万二千円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十六万六千五百円
- 二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円
ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円
- 三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金 三十三万七千九百円
ロ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金 三十一万一千円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十三万三千三百円
- 5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合において
- 6 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。
- 7 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第五項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。
- 8 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金を受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。
- 9 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。
- 10 第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。
- 11 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
- 第一条の十一の二 前条の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。第六項において同じ)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、昭和五十三年六月分以後、その額を、同条第一項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。
- 一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短期間年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という)一年につき前条第一項の規定により算定した額のうちの十三分の二に相当する金額
- 二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前条第一項の規定により算定した額のうちの十三分の二に相当する金額
- 2 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十歳以上の者(妻、子及び孫を除く)が受けるものの額又は前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。
- 一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 六十二万二千円
二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金 三十三万六千円
ロ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金 三十一万一千円
- 3 前二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、昭和五十三年六月分以後、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。
- 一 遺族である子一人を有する場合 四万八千円
二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千円
三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 三万六千円
- 4 前条第一項若しくは第四項の規定又は第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第三項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

6 前条第一項、第四項、第六項若しくは第八項の規定又は第二項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項の規定に準じてその額を改定する。

7 第一項第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二項第五項及び第二項の第三項中「第二項の十の二」を「第二項の十一の二」に改める。

第二項の十の二の次に次の二条を加える。
（昭和五十三年四月分以後の特例措置法による公務員年金等の額の改定）

第二項の十一 第二項の十第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十三の仮定俸給（同条第三項の規定又は第二項の十第十項若しくは前条第三項において準用する第一項第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第二項の十第一項又は前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十四の仮定俸給を俸給とみなし、第二項第

一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十四」と読み替へるものとする。

2 第一項の十一第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合において、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合において、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十五に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額）

二 殉職年金 七十四万六千円

三 障害遺族年金 五十五万九千五百円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に二万四千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては六万六千円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。

5 第二項の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については九万六千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千元（そのうち二人までについては、一人につき二万七千六百円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り六万六千円）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。）

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千元（そのうち二人までについては、一人につき二万七千六百円）

二 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

8 第一項の十一第九項の規定は、第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合において、同条第九項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へて、同項」と読み替へるものとする。

10 第一項第六項の規定は、第一項又は第二項の額の改定について準用する。

第二項の十一の二 第一項の十一の二第一項の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達している年金に限る。第七項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について準用する。この場合において、第一項の十一の二第一項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は障害遺族年金」と、「同条第一項」とあるのは「第二項の十一第一項」と読み替へるものとする。

2 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（同条第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）又は前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十六に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十五万円を加えた額）

二 殉職年金 八十四万四千円

三 障害遺族年金 六十万三千円

3 前条又は前二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者につ

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
案及び同報告書

九二四

いは、昭和五十三年六月分以後、同条第一項又は前二項の規定により算定した額(以下この項において「算定額」という。)に三万六千円(扶養遺族一人を有する場合にあつては四万八千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては七万二千元)を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 八十五万二千元
二 障害遺族年金 六十五万二千元

4 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

5 前条第六項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第二条の十一の二第二項第一号」と読み替えるものとする。

6 前条第七項の規定は、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項第二号に掲げる額」とあるのは「第二条の十一の二第二項第二号に掲げる額」と、「第四項」とあるのは「同条第三項」と、「第三項第三号」とあるのは「同条第二項第三号」と、「第三項第二号又は」とあるのは「同条第二項第二号又は」と読み替えるものとする。

7 第一条の十一の二第六項の規定は、前条第一項の規定又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)について準用する。この場合において、第一条の十一の二第六項中「第一項」とあるのは、「第一項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と、「同条第一項」とあるのを「第二条の十一第一項」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

8 第一条第六項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条の十の二の次に次の二条を加える。
(昭和五十三年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の十一 第一条の十一の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の十一の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

第三条の十一の二 第一条の十一の二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の十一の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「第十条を」第十条の二に改め、「(以下同じ。)」の下に「(第十条の二において「昭和三十三年三月三十一日以前の年金」という。)を加え、同条第五項中「及び第十条第三項を」、第十条第三項及び第十条の二第十一項に改める。
第五条の五第一項中「第五条の十まで」の下に「及び第十条の二」を加える。

第六条第一項中「第六条の五まで」の下に「及び第十条の二」を加える。

第七条第一項中「第七条の四まで」の下に「及び第十条の二」を加える。

第八条第一項中「及び第八条の三」を「第八条の三及び第十条の二」に改める。

第九条第一項中「次条」を「次条及び第十条の二」に改める。

第十条第一項中「遺族年金」の下に「(次条において昭和五十一年三月三十一日以前の年金という。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(昭和五十三年度における新法による年金等の額の改定)

第十条の二 昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(第十一項及び第十項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合において、当該年金の改定年金額は、改定前の年金額の計算の基礎となつてゐる組合員期間に基づいて算定するものとし、当該年金の給付事由が生じた日(廃疾年金にあつてはこれを受ける者が退職をした日とし、遺族年金にあつてはこれを受ける者に係る組合員が退職をした日とする。)以後にその額の算定に関する規定の改正が行われ、その改正後の規定が当該年金の額の算定については適用されないこととなつてゐるときは、当該規定については、

当該給付事由が生じた日において施行されてゐた規定を適用して算定するものとする。

一 昭和三十五年三月三十一日以前の年金又は昭和四十五年三月三十一日以前の年金は当該年金の額を第四条の十第一項又は第五条の十第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四条第一項各号又は第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額とみなされた額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額とし、その加えた額のうち仮定新法の俸給年額に係るものについては、四百五十六万円を限度とする。)

二 昭和四十七年三月三十一日以前の年金又は昭和四十八年三月三十一日以前の年金は当該年金の額を第六条の五第一項又は第七条の四第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額(当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額)

三 昭和四十九年三月三十一日以前の年金又は昭和五十年三月三十一日以前の年金は当該年金の額を第八条の三第一項又は第九条

の二第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第八條第一項各号又は第九條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額)

四 昭和五十一年三月三十一日以前の年金

当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額)

五 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金

当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額(当該新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加えた額)

五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 三十一万一千円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三 遺族年金(新法第九十二條の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第四項、第七項及び第九項において同じ。) 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く) 二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 三十一万一千円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(ニに掲げる年金を除く)並びに六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

三 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合においては、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第四条の九第三項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千円

四 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者が六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

五 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合においては、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第三項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

六 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち退職年金又は廃疾年金を受ける者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

七 次の各号に掲げる遺族年金については、第一項から第五項までの規定の適用を受けて改定された額(新法第八十八條の五又は第三項若しくは第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 六十歳以上の者及び遺族である子を有する

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

九二六

六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 三十六万円

二 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(前号に掲げる年金を除く) 二十七万円

三 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの 十八万円

8 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受けける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合において、第四条の九第三項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七万二千元

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 三万六千元

9 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受けける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

10 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受けける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後

に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第八項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

11 前各項の規定は、昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした諸君等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

12 昭和五十二年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金(新法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く)で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、第二項から第十項までの規定に準じて年金の額を改定する。

13 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

14 第五条の十第五項、第六条の五第五項、第七条の四第五項、第八条の三第五項、第九条の二第五項又は前条第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、第一項から第十項まで及び前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十五条の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)
第十五条の二 昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(第四項の規定の適用を受ける者を除く)に係る新法の規定による通算退職年金(第三項において「昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職年金」とい

う)で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十三万三千二百二十四円
二 通算退職年金の仮定俸給(次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十一年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る第一条の五第一項第二号、第十二条の四第一項第二号、第十三条の三第一項第二号、第十四条の二第一項第二号又は前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じてこれに千三百円を加えた額(その乗じて得た額が四百九十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えた額とし、四百五十六万円を限度とする)を十二で除して得た額

ロ 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じてこれに千三百円を加えた額(その乗じて得た額が四百九十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えた額とし、四百五十六万円を限度とする)を十二で除して得た額

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じてこれに千三百円を加えた額(その乗じて得た額が四百九十九万八千五百七十二円以上であるときは、その乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えた額)を十二で除して得た額

2 第十一条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定す

る場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十三年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の二第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十五条の二第一項」と、「昭和五十一年改正前の新法別表第二の二」とあるのは「新法別表第二の二(昭和五十一年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十一年改正前の新法別表第二の二)」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条の二第一項及び同条第二項において読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 第十一条の五第四項、第十二条の四第四項、第十三条の三第四項、第十四条の二第四項又は前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十三年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十六条中「第一条の十の二」を「第一条の十一の二」に、「第二条の十の二」を「第二条の十一の二」に、「第三条の十の二」を「第三条の十一の二」に、「第十条」を「第十条の二」に改める。

第十七条中「第十五条」を「第十五条の二」に、「第三条の十の二」を「第三条の十一の二」に改める。

第十八条中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

別表第一の十三の次に次の一表を加える。

別表第一の十四(第一条の十一、第二条の十一関係)

別表第一の十三の仮定俸給	仮 定 俸 給
五九、四四〇円	六三、七一〇円
六一、八九〇	六六、三三〇
六三、四一〇	六七、九六〇
六四、九四〇	六九、六〇〇
六六、六八〇	七一、四五〇
六九、一三〇	七四、〇八〇
七一、二五〇	七六、三五〇
七三、二三〇	七八、四六〇
七五、六三〇	八一、〇三〇
七八、〇四〇	八三、六二〇
八〇、六九〇	八六、四五〇
八三、三六〇	八九、三〇〇
八六、六八〇	九二、八六〇
八八、八〇〇	九五、一三〇
九一、五四〇	九八、〇六〇
九四、二〇〇	一〇〇、九〇〇
九六、五一〇	一〇六、五八〇
一〇〇、九三〇	一一二、四七〇
一〇五、〇一〇	一二八、二八〇
一一〇、四三〇	一二四、六八〇
一一六、四三〇	一二七、九六〇
一二一、四〇〇	一三一、〇八〇
一二六、五六〇	一三五、五三〇
一二九、〇二〇	一三八、一六〇
一三六、一四〇	一四五、七八〇
一三九、六七〇	一四九、五五〇
一四三、三七〇	一五三、五一〇
一五〇、四八〇	一六一、一二〇
一五七、六七〇	一六八、八一〇
一五九、五二〇	一七〇、七九〇
一六五、四五〇	一七七、一四〇
一七三、八七〇	一八六、一四〇
一八二、二〇〇	一九五、〇六〇

一八七、三四〇	二〇〇、五七〇
一九二、三六〇	二〇五、九三〇
二〇二、五五〇	二一六、八三〇
二一二、五二〇	二二七、五〇〇
二二四、四七〇	二三九、五九〇
二二二、二七〇	二四八、四八〇
二二二、二七〇	二五八、九八〇
二四一、九四〇	二六九、四二〇
二五一、六九〇	二七五、九八〇
二五七、八二〇	二八三、〇一〇
二六四、三九〇	二九六、五二〇
二七七、〇二〇	三一〇、一八〇
二八九、七九〇	三一七、〇七〇
二九六、二三〇	三二二、五八〇
三〇二、三二〇	三三六、九一〇
三一四、七七〇	三四二、九八〇
三二〇、四三〇	三五〇、〇一〇
三二七、〇一〇	三六二、七三〇
三三八、九〇〇	三八三、二三〇
三五八、六三〇	三八九、五六〇
三六四、九六〇	三九六、二〇〇
三七一、六〇〇	四〇二、六三〇
三七八、〇三〇	四一五、六〇〇
三九一、〇〇〇	四二八、五九〇
四〇三、九九〇	四三五、〇二〇
四一〇、四二〇	四四一、六〇〇
四一七、〇〇〇	

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十三の仮定俸給の額が四一七、〇〇〇円を超える場合においては、その額に、二四、六〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十三の次に次の一表を加える。

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

九二八

別表第三の十四(第二条の十一関係)

別表第一の十四の下欄に掲げる仮定俸給		率
二六九、四二〇円以上のもの	二六九、四二〇円未満のもの	二二・〇割
二四八、四八〇円を超え二六九、四二〇円未満のもの	二四八、四八〇円以下のもの	二二・八割
二二七、九三〇円を超え二四八、四八〇円以下のもの	二二七、九三〇円以下のもの	二四・五割
二二九、五九〇円を超え二二七、九三〇円以下のもの	二二九、五九〇円以下のもの	二四・八割
一六一、一二〇円を超え二二九、五九〇円以下のもの	一六一、一二〇円以下のもの	二五・〇割
一五三、五一〇円を超え一六一、一二〇円以下のもの	一五三、五一〇円以下のもの	二五・五割
一三八、一六〇円を超え一五三、五一〇円以下のもの	一三八、一六〇円以下のもの	二六・一割
一一二、四七〇円を超え一三八、一六〇円以下のもの	一一二、四七〇円以下のもの	二六・九割
一〇八、一〇〇円を超え一一二、四七〇円以下のもの	一〇八、一〇〇円以下のもの	二七・四割
一〇〇、九〇〇円を超え一〇八、一〇〇円以下のもの	一〇〇、九〇〇円以下のもの	二七・八割
九八、〇六〇円を超え一〇〇、九〇〇円以下のもの	九八、〇六〇円以下のもの	二九・〇割
九五、一三〇円を超え九八、〇六〇円以下のもの	九五、一三〇円以下のもの	二九・三割
八三、六二〇円を超え九五、一三〇円以下のもの	八三、六二〇円以下のもの	二九・八割
七四、〇八〇円を超え八三、六二〇円以下のもの	七四、〇八〇円以下のもの	三〇・二割
七一、四五〇円を超え七四、〇八〇円以下のもの	七一、四五〇円以下のもの	三〇・九割
六九、六〇〇円を超え七一、四五〇円以下のもの	六九、六〇〇円以下のもの	三一・九割
六七、九六〇円を超え六九、六〇〇円以下のもの	六七、九六〇円以下のもの	三二・七割
六六、三三〇円を超え六七、九六〇円以下のもの	六六、三三〇円以下のもの	三三・〇割
六三、七一〇円を超え六六、三三〇円以下のもの	六三、七一〇円以下のもの	三三・四割
六三、七一〇円のもの		三四・五割

別表第四の十四の次に次の二表を加える。

別表第四の十五(第二条の十一関係)

障害の等級		年	金	額
一	級			二、九三二、〇〇〇円
二	級			二、四〇〇、〇〇〇円
三	級			一、九二九、〇〇〇円
四	級			一、四八一、〇〇〇円
五	級			一、一五一、〇〇〇円
六	級			八九九、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、四八一、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、七〇五、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十六(第二条の十一の二関係)

障害の等級		年	金	額
一	級			二、九九二、〇〇〇円
二	級			二、四六〇、〇〇〇円
三	級			一、九八九、〇〇〇円
四	級			一、五三一、〇〇〇円
五	級			一、二〇一、〇〇〇円
六	級			九四九、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五三一、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、七六〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の五第一項中「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万二千元」に、「二万四千円」を「三万六千元」に改める。

第一百零三条第三項中「三十六万円」を「三十八万円」に改める。

第二百二十四条の三第六項第二号中「復帰組合員が」の下に「公務傷病によらないで」を加える。

附則第三条の二中「四年」を「六年」に改める。

附則第十三条の二第三項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第四項中「(第七十六條の二第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

附則第十四条の二中「四年」を「六年」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第十一条第五項」を

「第十一条第四項」に、「第二十二條第四項」を「第二十二條第三項」に、「第三十一條第四項」を「第三十一條第三項」に改める。

第十一条第二項中「五年」を「十三年」に改め、同条第三項を削り、同条第四項各号列記以外の部分中「第二項又は」を削り、「これらの」を「同項の」に改め、同条第三号中「第二項又は」を削り、「第二項(第二号を除く。又は前項)」を「同項(第二号を除く。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第十二条第一項第一号中「第五項」を「第四項」に改め、同項第二号中「若しくは第三項」を削る。

第二十二條第二項中「五年」を「十三年」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第十一条第六項」を「第十一条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

第五 第十一条第六項及び第七項の規定は、新法第八十一条の規定による廃疾年金を受ける者

について準用する。この場合において、第十二条第六項中「第二項各号」とあるのは「第二十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」と、同条第七項中「第四項」とあるのは「第二十二条第三項」と読み替えるものとする。

第三十二條第六項を削る。

第三十一條第二項中「五年」を「十三年」に改め、「三百分の二」の下に「に相当する金額」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

第三十一條の二中「第四項」を「第三項」に、「第六項」を「第五項」に、「第八項」を「第六項」に改める。

第三十二條の三第二項中「六十歳」を「五十五歳」に、「又は前項」を「及び前項」に改める。

第三十三條第一項第一号中「ない場合」の下に「又は扶養遺族が一人である場合」を加え、「七十二万円」を「八十五万二千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「七十五万六千円」を「八十七万六千円」に改め、同項を同項第二号とし、同条第二項中「七十二万円」とあり、「七十三万二千円」とあり、及び「七十五万六千円」を「八十五万二千円」とあり、及び「八十七万六千円」に、「六十九万六千円」を「八十万四千円」に改め、同条第三項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に改める。

第四十五條第二項中「五年」を「十三年」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「算定した金額」の下に「(前項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定により算定した金額)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第十一條第五項」を「第十一條第四項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同項を同条

第四項とし、同条第六項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第五項において準用する第十一條第五項」を「第四項において準用する第十一條第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四十五條の二の二中「第五項」を「第四項」に改める。

第四十六條第一項中「及び第三項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四十八條中、「同条第三項中「同項各号」とあるのは「同項第一号」と」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四十八條の二第一項中「第四項及び第六項」を「第三項及び第五項」に、「並びに前条」を「前条」に、「から第四項まで及び同条第五項から第八項まで」を「及び第三項並びに同条第四項から第六項まで」に改める。

別表中「二、四八五、四〇〇円」を「二、七二二、四〇〇円」に、「一、六二八、四〇〇円」を「一、七九三、四〇〇円」に、「一、〇八五、四〇〇円」を「一、二二一、四〇〇円」に改め、同表の備考二中「十二万円」を「十五万円」に改め、同表の備考三中「八万四千円」を「九万六千円」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千円」を「六万円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條 第一項第十号中「第二條の十の二」を「第二條の十一の二」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二條中国家公務員共済組合法第八十八條の五第一項の改正規定及び第三

条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正規定(同法第三十三條及び別表の改正規定を除く)並びに次条及び附則第四條の規定は、同年六月一日から施行する。

(遺族年金に係る加算に関する経過措置)

第二條 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法(次条において「改正後の法」という)第八十八條の五第一項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第三條 改正後の法第百條第三項の規定は、昭和五十三年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第四條 第三條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(次条において「改正後の施行法」という)第七條第一項第一号、第十一條第二項から第七項まで、第十二條第一項第一号及び第二号、第二十二條第二項から第五項まで、第三十一條第二項から第六項まで、第三十一條の二、第四十五條第二項から第七項まで、第四十五條の二の二、第四十六條第一項、第四十八條並びに第四十八條の二第二項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

(公務員等による死亡に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第五條 改正後の施行法第三十三條及び別表の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十三年四月分以後適用する。

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第三十三條又は別表の規定を適用する場合

には、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万円(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千円)」と、「八十七万六千円」とあるのは「八十万六千円」と、「八十万四千円」とあるのは「七十四万六千円」と、同表中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、二二一、四〇〇円」とあるのは「一、一六二、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

第六條 組合員又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という)第二條第一項第七号に規定する更新組合員(施行法第四十一條第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二條第一項に規定する恩給更新組合員を含む)が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る国家公務員共済組合法(以下「法」という)の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ)で次の各号に掲げるものについては、その額(遺族年金については、その額につき法第八十八條の五(施行法において準用する場合を含む。以下同じ)の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書)

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律 九三〇
案及び同報告書

- のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が当該退職年金を受ける最短年金年限(以下「退職年金の最短年金年限」という。)に達しているものに係る年金 六十二万二千円
- ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円
- ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 三十一万一千円
- 二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
- イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円
- ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円
- ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円
- 三 法の規定による遺族年金(法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第三項、第六項及び第八項において同じ。)次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
- イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十三万七千九百円
- ロ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもに(イに掲げる年金を除く。)二十五万三千四百円
- ハ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十六万九千円
- ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十一万一千円
- ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもに(ニに掲げる年金を除く。)並びに六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十三万三千三百円
- ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円
- 2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合に、同項の規定により算定した額に、当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料、法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、この限りでない。
- 一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円
- 三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千円
- 3 法の規定による遺族年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項第三号の規定に準じてその額を改定する。
- 4 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を第二項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。
- 5 法の規定による退職年金又は廃疾年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十歳に達した場合において、これらの年金の額が第一項第一号又は第二号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を同項第一号又は第二号に掲げる額に改定する。
- 6 施行日以後に給付事由が生じた法の規定による遺族年金の額(法第八十八条の五又は第二項若しくは第四項の規定の適用がある場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分(同年六月一日以後に給付事由が生じたものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。
- 一 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号及び第三号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十六万円
- 二 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(前号に掲げる年金を除く。) 二十七万円
- 三 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十八万円
- 7 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。
- 一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元
- 三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 三万六千円
- 8 法の規定による遺族年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。
- 9 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その者を第七項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。
- 10 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。
- (政令への委任)
- 第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する

措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

国家公務員共済組合等からの年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるは、寡婦加算の額の引上げ並びに掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げを図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に
関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(以下「旧令特別措置法」という。昭和三十三年改正前の旧「国家公務員共済組合法(以下「旧法」という。及び現行の「国家公務員共済組合法(以下「新法」という。の規定により現に支給されている退職年金等について、別途国会に提出されている「恩給法等の一部を改正する法律案」による恩給額の改定措置に準じて年金額を引き上げるは、寡婦加算の額の引上げ並びに掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げを図る等の措置を講ずる必要があるとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 既裁定年金の年金額の引上げ

恩給における措置にならない、旧令特別措置法、旧法及び新法に基づく年金について、その年金額の算定の基礎となつた俸給を昭和五十二年度の国家公務員の給与の改善内容に準じて増額することにより、年金額を引き上げること。

2 退職年金等の最低保障額の引上げ

(1) 恩給における措置にならない、長期に職した退職年金受給者等の最低保障額を昭和五

十三年四月分より引き上げるは、六十歳以上の者等の受ける遺族年金の最低保障額については、同年六月分より、更に、その額を増額すること。

(2) 恩給における措置にならない、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額及びその扶養加給の年額を昭和五十二年四月分より引き上げるは、最低保障額については、同年六月分より、更に、その額を増額すること。

3 老齢者等に対する年金額の算出率の特例の改善

恩給における措置にならない、恩給公務員期間等を有する七十歳以上の者に支給する年金でその年金額の算定の基礎となつてゐる恩給公務員等の期間のうち退職年金を受ける最短年金年限を超える期間についての年金額の割増措置を改善すること。

4 寡婦加算額の引上げ

遺族年金に加算される寡婦加算及び遺族加算の額を引き上げること。

5 その他

(1) 掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額について、公務員給与の引上げ等を考慮し、三八〇、〇〇〇円に引き上げること。

(2) その他所要の措置を講ずること。

6 施行期日

施行期日は、昭和五十三年四月一日とする。ただし、3及び4については、同年六月一日とする。

二 議案の修正議決理由

恩給における措置にならない、国家公務員共済組合等からの年金の額を引き上げるは、寡婦加算の額の引上げ等所要の措置を講ずることは時宜に適用するものと認めるが、なお、施行期日を公布の日に改める等の必要があるため、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決し

た次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和五十三年度において約二百三十三億六千八百万円と見込まれているが、このうち追加費用等として措置される部分を除き、旧令年金関係の増加所要額約十三億六千七百万円は、昭和五十三年度一般会計予算に計上されている。

昭和五十三年四月二十六日

大蔵委員長 大村 襄治

衆議院議長 保利 茂殿

附則

(施行期日)〇等

第一条 この法律は、公布の日から昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条中国家公務員共済組

合法第八十八条の五第一項の改正規定及び第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正規定(同法第三十三条及び別表の改正規定を除く。並びに次条及び附則第四条の規定は、同年六月一日から施行する。

附則第六条の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

(公務員等による死亡に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第五条 改正後の施行法第三十三条及び別表の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十三年四月分以後適用する。

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金については改正後の施行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合

には、同年四月分及び同年五月分の年金について

ては、同条中「八十五万二千元」とあるのは「七十七万四千元(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千元)」と、「八十七万六千元」とあるのは「八十九万八千元」と、「八十九万八千元」とあるのは「九十二万二千元」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「二、七九三、四〇〇円」とあるのは「二、七四三、四〇〇円」と、「二、二二一、四〇〇円」とあるのは「二、一六一、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期に職者等の退職年金等の最低保障)

第六条 組合員又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。第二十一条第一項第七号に規定する更新組合員(施行法第四十一条第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。以下「更新組合員」という。又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る国家公務員共済組合法(以下「法」という。の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。で次の各号に掲げるものについては、その額(遺族年金については、その額につき法第八十八条の五(施行法において準用する場合を含む。以下同じ。の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号におい

ては、同条中「八十五万二千元」とあるのは「七十七万四千元(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千元)」と、「八十七万六千元」とあるのは「八十九万八千元」と、「八十九万八千元」とあるのは「九十二万二千元」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「二、七九三、四〇〇円」とあるのは「二、七四三、四〇〇円」と、「二、二二一、四〇〇円」とあるのは「二、一六一、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期に職者等の退職年金等の最低保障)

第六条 組合員又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。第二十一条第一項第七号に規定する更新組合員(施行法第四十一条第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。以下「更新組合員」という。又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る国家公務員共済組合法(以下「法」という。の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。で次の各号に掲げるものについては、その額(遺族年金については、その額につき法第八十八条の五(施行法において準用する場合を含む。以下同じ。の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号におい

ては、同条中「八十五万二千元」とあるのは「七十七万四千元(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千元)」と、「八十七万六千元」とあるのは「八十九万八千元」と、「八十九万八千元」とあるのは「九十二万二千元」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「二、七九三、四〇〇円」とあるのは「二、七四三、四〇〇円」と、「二、二二一、四〇〇円」とあるのは「二、一六一、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期に職者等の退職年金等の最低保障)

第六条 組合員又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。第二十一条第一項第七号に規定する更新組合員(施行法第四十一条第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。以下「更新組合員」という。又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る国家公務員共済組合法(以下「法」という。の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。で次の各号に掲げるものについては、その額(遺族年金については、その額につき法第八十八条の五(施行法において準用する場合を含む。以下同じ。の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号におい

ては、同条中「八十五万二千元」とあるのは「七十七万四千元(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千元)」と、「八十七万六千元」とあるのは「八十九万八千元」と、「八十九万八千元」とあるのは「九十二万二千元」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「二、七九三、四〇〇円」とあるのは「二、七四三、四〇〇円」と、「二、二二一、四〇〇円」とあるのは「二、一六一、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期に職者等の退職年金等の最低保障)

ては、同条中「八十五万二千元」とあるのは「七十七万四千元(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千元)」と、「八十七万六千元」とあるのは「八十九万八千元」と、「八十九万八千元」とあるのは「九十二万二千元」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「二、七九三、四〇〇円」とあるのは「二、七四三、四〇〇円」と、「二、二二一、四〇〇円」とあるのは「二、一六一、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

九三二

て「実在職の期間」という。が当該退職年金を受ける最短年金年限(以下「退職年金の最短年金年限」という。)に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 三十一万一千円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもに(イに掲げる年金を除く。)二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十一万一千円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもに(ニに掲げる年金を除く。)並びに六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合に、同項の規定により算定した額に、当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料、法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千円

3 法の規定による遺族年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項第三号の規定に準じてその額を改定する。

4 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を第二項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

5 法の規定による退職年金又は廃疾年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十歳に達した場合において、これらの年金の額が第一項第一号又は第二号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を同項第一号又は第二号に掲げる額に改定する。

6 施行日以後に給付事由が生じた法の規定による遺族年金の額(法第八十八条の五又は第二項若しくは第四項の規定の適用がある場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分(同年六月一日以後に給付事由が生じたものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号及び第三号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十六万円

二 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもに(前号に掲げる年金を除く。)二十七万円

三 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十八万円

7 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 三万六千円

8 法の規定による遺族年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その者を第七項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

10 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

〔別紙〕

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民相互間の信頼感を確保し、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済組合の長期給付に要する費用の国庫負担分については、厚生年金等の負担と異なっている現状にかんがみ、公的年金制度間の均衡を考慮して、速やかに適切な措置を講ずるよう検討すること。また、短期給付に要する費用の負担についても、組合員の負担上限について配意しつつ、適切な措置を検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金について、国民の生活水準、国家公務員及び公共企業体職員の給与、物価の上昇等を考慮し、既裁定年金の実質的価値保全のための具体的な対策を早急に進めると。

三 公共企業体の共済組合の長期給付の財源方式については、他の公的年金制度との均衡を考慮して、負担区分を明確にして、健全な年金財政の実現に努めること。

四 遺族年金については、受給者の生活の安定に資するため、さらに、給付水準の引上げに努めること。

五 旧令、旧法による年金額の改善については、引き続き一層努力すること。

六 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合間制度間の差異について、早急に是正するよう検討するとともに、国家公務員等退職手当法第五条の二に規定する公共企業体職員の退職手当について、速やかに改善措置を講ずるよう検討すること。

七 家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

こと。

八 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行われるため、運営審議会において組合員の意向が充分に反映されるよう努めること。

九 公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置を早急に行うこと。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 福田 赳夫

昭和五十三年三月十八日

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

（昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項ただし書中「最短期年金年限」の下に「（以下第一条の十一までにおいて単に「最短期年金年限」という。）」を加える。

第一条の四第三項及び第一条の六第二項中「旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける」とを削る。

第一条の七第二項中「旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける」と及び「（第六項、次条第三項、第五項及び第七項、第一条の九第

二項、第四項及び第六項、第一条の十第二項から第四項まで並びに第一条の十の二第二項、第三項、第五項及び第七項において単に「最短期年金」という。）を削る。

第一条の十の二の次に次の一条を加える。
（昭和五十三年四月一日における旧法による退職年金等の額の改定）

第一条の十一 第一条の十第一項又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十三の仮定俸給（第一条の十第三項又は前条第二項若しくは第六項の規定により改定された年金）については、その改定年金額の算定の基礎となつて別表第一の十第四項から第七項まで又は前条第七項から第十項までの規定により改定された年金については、それぞれ第一条の十第一項又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十四の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 第一条の十第一項又は前条第三項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期年金年限に達している年金に限る。）で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、その額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期年金年限との差年数のうち、五年（当該年金が八十歳以上の者に係る年金である場合には、十年。以下この項において同じ。）に達するまでの年数についてはその

差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分の二（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の二）、五年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する金額の十二倍に相当する金額を加えた額」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期年金年限に達している年金に限る。）については、その年金を受け取る者が昭和五十三年四月一日から同月三十日までの間に七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）、又は八十歳に達したときは、同年五月分以後、前項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項又は前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

- イ 六十五歳以上の者が受ける年金 六十万二千円
- ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 四十万六千五百円
- 二 旧法の規定による療養年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
- イ 六十五歳以上の者が受ける年金でその

昭和五十二年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

昭和四十二年四月以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

九三四

年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達しているもの 六十二万二千元

六十歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)又は六十歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達しているもの 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万一千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合の妻に限る。)が受ける年金 三十三万七千九百円

ロ 六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合の妻を除く。)子又は孫が受ける年金 三十一万一千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十三万三千三百円

5 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十二年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき(遺族である者がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。)又はその年金を受ける者が旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

6 第一項又は前三項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十二年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき(遺族である者がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。)又はその年金を受ける者が旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に掲げる場合には、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千円

7 第一項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である者がいない者である場合において、その者が昭和五十二年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したときは、同年五月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

8 第一項又は第三項から前項までの規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達している年金に限る。)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、昭和五十二年六月分以後、その額を、第一項の規定により算定した額(その額については、第二項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額)に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年金の年数との差年数のうち、十三年に達するまでの年数についてはその差年数一年につき第一項の規定により算定した額の六十分の二、十三年を超え、年数についてはその差年数一年につきその差年数とみなされた同表の仮定俸給額の額の六十分の一に相当する額

二 旧法に規定による遺族年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年金の年数との差年数のうち、十三年に達するまでの年数についてはその差年数一年につき第一項の規定により算定した額の六十分の二、十三年を超え、年数についてはその差年数一年につきその差年数とみなされた同表の仮定俸給額の額の六十分の一に相当する額

9 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達している年金に限る。)については、その年金を受ける者が昭和五十二年六月一日以後に七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

10 次の各号に掲げる年金については、第八項若しくは前項の規定により改定された旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金の額が第一号に掲げる額に満たないとき、又は第一項、第四項、第五項、第八項若しくは前項の規定により改定された旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額が第二号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年六月分以後、その額を、それぞれ第一号

又は第二号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 六十二万二千元

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合の妻に限る。)が受ける年金 三十六万円

ロ 六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合の妻を除く。)子又は孫が受ける年金 三十一万一千円

11 第八項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に掲げる場合には、昭和五十二年六月分以後、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 三万六千元

12 第一項、第四項、第八項又は第十項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十二年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である者がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項(その者が遺

又は第二号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 六十二万二千元

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合の妻に限る。)が受ける年金 三十六万円

ロ 六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合の妻を除く。)子又は孫が受ける年金 三十一万一千円

11 第八項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に掲げる場合には、昭和五十二年六月分以後、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

族である子がいない場合の妻であるときは、前二項の規定に準じてその額を改定する。
 第二条の十の二の次に次の一条を加える。
 (昭和五十三年度における旧法による障害年金等の額の改定)

第二条の十一 第二条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十三の仮定俸給(第二条の十第四項若しくは前条第五項若しくは第六項の規定により改定された年金又は前条第四項若しくは第十一項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額)とした年金に準じて、それぞれ第二条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定した年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、第二条の十第八項又は前条第十項の規定により改定された年金については、その改定された年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給に、前項の別表第一の十四の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十四」と読み替へるものとする。

2 第一条の十一第二項の規定は、第二条の十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有してゐた組合員期間を有してゐた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達してゐるものに係る年金に限る。)で、七十歳以上の者又は障害年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対して前項の規定を適用する場合について準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有してゐた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達してゐるものに係る年金に限る。)については、その年金を受ける者が昭和五十三年四月一日から同月三十日まで間に七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)、又は八十歳に達したときは、同年五月分以後、前項の規定により読み替へて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項又は前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十五に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一般又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額)

二 殉職年金 七十四万六千円

三 障害遺族年金 五十五万九千五百円

5 前各項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、これらの規定により算定した年金の額に、二万四千円(その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては三万六千円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては六万円)を加えた額を、その改定する額とする。

6 第一条の十一第八項の規定は、第一項、第三項又は第四項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有してゐた組合員であつた者で、その組合員期間のうち

ち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達してゐるものに係る年金に限る。)で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについて準用する。

7 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有してゐた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達してゐるものに係る年金に限る。)については、その年金を受ける者が昭和五十三年六月一日以後に七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)、その達した日の属する月の翌月分以後、前項において準用する第一条の十第一項の規定に準じてその額を改定する。

8 次の各号に掲げる年金については、第一項、第四項、第六項において準用する第一条の十一第八項又は前項の規定により改定された額(その額について、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額)が、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十六に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一般又は二級に該当するものにあつては、十五万円を加えた額)

二 殉職年金 八十四万四千円

三 障害遺族年金 六十万三千円

9 第一項又は前三項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、昭和五十三年六月分以

後、これらの規定により算定した年金の額(その額について、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額)に三万六千円(その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては四万八千円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては七万二千円)を加えた額を、その改定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

一 殉職年金 八十五万二千円

二 障害遺族年金 六十五万一千円

10 第二条の九第五項の規定は、第五項又は前項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定は、同項とあるのは、」第二条の十一第五項又は第九項の規定は、これら」と読み替へるものとする。

11 第四項又は第八項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は第八項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については九万六千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万七千六百円(配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り六万円)を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

12 第四項又は第八項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、第四項第二号若しくは第八項第二号に掲げる額(第五項又は第九項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用した場合の額)に第一号に掲げる額を加えた額又は第四項第三号若しくは第八項第三号に掲げる額(第五項又は第九項の

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

昭和四十二年四月以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

九三六

規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用した場合の額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

一 扶養遺族一人につき一万二千元(そのうち二人までは、一人につき一万七千六百円)

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

「第三条第一項中「死亡」を「在職中の死亡」に、「第三条の十」を「第三条の十一」に、「第五十条の二第三項後段」を「第五十条の二第三項」に、「同項後段の規定。以下同じ」を「同条第二項後段の規定。以下第三条の六までにおいて同じ」に改める。

「第三条の十第一項中「以下この項において同じ。」の規定を「(以下「最低保障等の規定」という。))に、「これらの規定の」を「その」に、「法第五十条第二項ただし書。第五十五条第二項ただし書。第五十九条から第五十九条の三まで又は附則第六条の四の規定」を「最低保障等の規定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年度における法による退職年金等の額の改定)

第三条の十一 昭和五十一年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、前条第一項又は第三項の規定により改定された年金額(最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の年金額)の算定の基礎となつていて準用する第一項第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は前条第五項、第六項、第十項、第十一項において準用する第七項若しくは第十二項

の規定により改定された年金については、それぞれ同条第一項又は第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額(最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の改定年金額)の算定の基礎となるべき俸給年額に一・〇七を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)に千三百円を加えて得た額(当該俸給年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その俸給年額に二十九万五千二百円を加えて得た額)を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

8 昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額に一・〇七を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)に千三百円を加えて得た額(当該俸給年額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その俸給年額に二十九万五千二百円を加えて得た額)を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

4 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 次の表の上欄に掲げる年金(法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。)については、第一項又は第三項の規定により改定された額(遺族年金については、その額につき法第五十九条の三の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算

された額に相当する額を控除した額)が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間(組合員であつた者が船員である組合員であつた期間については法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。第九項において同じ。)の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金に

あつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合において、第一条第四項後段の規定を準用する。

年 金	実 在 職 した 期 間	金 額
法の規定による退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	法の規定による退職年金を受ける最短期間(以下この表及び第九項の表において単に「最短期間」という。)	六十二万二千元
法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金で六十歳以上の者が受けるもの	九年以上最短期間年限未満	四十六万六千五百円
	九年未満	三十一万一千円
法の規定による退職年金又は遺族年金で六十歳以上の者が受けるもの	最短期間年限以上	四十六万六千五百円
法の規定による退職年金で六十歳未満の者が受けるもの	最短期間年限以上	四十六万六千五百円
	最短期間年限未満	三十一万一千円
法の規定による遺族年金で六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合の妻に限る。)が受けるもの	最短期間年限以上	三十三万七千九百円
	九年以上最短期間年限未満	二十五万三千四百円
	九年未満	十六万九千円
法の規定による遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合の妻を除く。)、子又は孫が受けるもの	最短期間年限以上	三十一万一千円
	九年以上最短期間年限未満	二十五万三千三百円
	九年未満	十五万五千五百円
法の規定による遺族年金で六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受けるもの	最短期間年限以上	二十三万三千三百円
	最短期間年限未満	十五万五千五百円

6 前各項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金(法第五

十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。以下この条において同じ。)を受ける者で

ある場合においてその者が昭和五十三年四月一日から同月三十日まで間に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く）、又はその年金を受ける者が退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金を受ける者である場合においてその者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

7 前二項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合に、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第三条の九第七項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千円

8 昭和五十三年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、前三項の規定に準じてその額を改定する。

9 法の規定による遺族年金で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）が受けるものについては、第一項、第三項又は第五項から第七項までの規定により改定された額（その額について、法第五十九条の三又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した

額）が、次の表の上欄に掲げる当該遺族年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、昭和五十三年六月分以後、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

実在職した期間	金 額
最短期間	三万六千円
一年以上最短期間未満	二十七万円
一年以上最短期間未満	十八万円

10 前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第三条の九第七項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円
二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 三万六千円

11 第一項から第五項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第九項（その者が遺

族である子がいない場合の妻であるときは、前二項）の規定に準じてその額を改定する。

12 昭和五十三年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による遺族年金については、前三項の規定に準じてその額を改定する。

第四条第二項第二号中「法」を「昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十五号）第二条の規定による改正前の法（以下「昭和五十一年改正前の法」という。）に改める。

第四条の二第三項第二号及び第四項の五第二項第二号中「法」を「昭和五十一年改正前の法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十三年度における法による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四条の六 昭和五十一年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において同じ。）については、昭和五十三年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつて通算退職年金の仮定俸給（同条第四項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額）とした年金については、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸給）の額に

十二を乗じて得た額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えて得た額（当該通算退職年金の仮定俸給の額に十二を乗じて得た額が四百九十九万五千七百七十二円以上であるときは、その十二を乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えて得た額）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）とする。

一 千六百五十円に一・〇九四を乗じて得た額

二 通算退職年金の仮定俸給の額の千分の十に相当する額

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないものについては、昭和五十三年四月分以後、その額を、同項の規定により改定した額に第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十）を乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ法別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ昭和五十一年改正前の法別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

3 昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給に十二を乗じて得た額に一・

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

九三八

〇七を乗じて得た額に千三百円を加えて得た額(当該俸給に十二を乗じて得た額が四百十九万八千五百七十二円以上であるときは、その十二を乗じて得た額に二十九万五千二百円を加えて得た額)を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額)を第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、前項第二号中「昭和五十一年改正前の法別表第三の二」とあるのは、「法別表第三の二(昭和五十一年九月三十日以前に法の退職をした組員については、昭和五十一年改正前の法別表第三の二)」と読み替えるものとする。

4 第一条第六項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける。

6 昭和五十二年三月三十一日以前に法の退職をした組員に係る法の規定による通算遺族年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第七条第一項中「第二条の十の二」を「第二条の十一」に改め、同条第二項中「第四条の五」を「第四条の六」に改める。

別表第一の十三の次に次の一表を加える。

別表第一の十三の仮定俸給		仮 定 俸 給	
五九、四四〇	円	六三、七一〇	円
六一、八九〇		六六、三三〇	
六三、四一〇		六七、九六〇	
六四、九四〇		六九、六〇〇	
六六、六八〇		七一、四五〇	
六九、一三〇		七四、〇八〇	
七一、二五〇		七六、三五〇	
七三、二三〇		七八、四六〇	
七五、六三〇		八一、〇三〇	
七八、〇四〇		八三、六二〇	
八〇、六九〇		八六、四五〇	

八三、三六〇	八九、三〇〇
八六、六八〇	九二、八六〇
八八、八〇〇	九五、一三〇
九一、五四〇	九八、〇六〇
九四、二〇〇	一〇〇、九〇〇
九九、五一〇	一〇六、五八〇
一〇〇、九三〇	一〇八、一〇〇
一〇五、〇一〇	一一二、四七〇
一一〇、四三〇	一一八、二八〇
一一六、四三〇	一二四、六八〇
一二九、四八〇	一二七、九六〇
一二二、四〇〇	一三一、〇八〇
一二六、五六〇	一三五、五三〇
一二九、〇二〇	一三八、一六〇
一三六、一四〇	一四五、七八〇
一三九、六七〇	一四九、五五〇
一四三、三七〇	一五三、五一〇
一五〇、四八〇	一六一、一二〇
一五七、六七〇	一六八、八一〇
一五九、五二〇	一七〇、七九〇
一六五、四五〇	一七七、一四〇
一七三、八七〇	一八六、一四〇
一八二、二〇〇	一九五、〇六〇
一八七、三四〇	二〇〇、五七〇
一九二、三六〇	二〇五、九三〇
二〇二、五五〇	二一六、八三〇
二一二、五二〇	二二七、五〇〇
二二四、四七〇	二二九、五九〇
二二二、二七〇	二三七、九三〇
二二二、一一〇	二四八、四八〇
二四一、九四〇	二五八、九八〇
二五一、六九〇	二六九、四二〇
二五七、八二〇	二七五、九八〇
二六四、三九〇	二八三、〇一〇
二七七、〇二〇	二九六、五二〇
二八九、七九〇	三一〇、一八〇
二九六、二三〇	三一七、〇七〇

八九、三〇〇	八九、三〇〇
九二、八六〇	九二、八六〇
九五、一三〇	九五、一三〇
九八、〇六〇	九八、〇六〇
一〇〇、九〇〇	一〇〇、九〇〇
一〇六、五八〇	一〇六、五八〇
一〇八、一〇〇	一〇八、一〇〇
一一二、四七〇	一一二、四七〇
一一八、二八〇	一一八、二八〇
一二四、六八〇	一二四、六八〇
一二七、九六〇	一二七、九六〇
一三一、〇八〇	一三一、〇八〇
一三五、五三〇	一三五、五三〇
一三八、一六〇	一三八、一六〇
一四五、七八〇	一四五、七八〇
一四九、五五〇	一四九、五五〇
一五三、五一〇	一五三、五一〇
一六一、一二〇	一六一、一二〇
一六八、八一〇	一六八、八一〇
一七〇、七九〇	一七〇、七九〇
一七七、一四〇	一七七、一四〇
一八六、一四〇	一八六、一四〇
一九五、〇六〇	一九五、〇六〇
二〇〇、五七〇	二〇〇、五七〇
二〇五、九三〇	二〇五、九三〇
二一六、八三〇	二一六、八三〇
二二七、五〇〇	二二七、五〇〇
二二九、五九〇	二二九、五九〇
二三七、九三〇	二三七、九三〇
二四八、四八〇	二四八、四八〇
二五八、九八〇	二五八、九八〇
二六九、四二〇	二六九、四二〇
二七五、九八〇	二七五、九八〇
二八三、〇一〇	二八三、〇一〇
二九六、五二〇	二九六、五二〇
三一〇、一八〇	三一〇、一八〇
三一七、〇七〇	三一七、〇七〇

別表第三の十三の次に次の一表を加える。

別表第三の十四(第二条の十一関係)

三〇二、三二〇	三三三、五八〇
三二四、七七〇	三三六、九一〇
三三〇、四三〇	三四一、九八〇
三三七、〇一〇	三五〇、〇一〇
三三八、九〇〇	三六二、七三〇
三五八、九三〇	三七六、五三〇
三五八、六三〇	三八三、二三〇
三六四、九六〇	三八九、五六〇
三七一、六〇〇	三九六、二〇〇
三七八、〇三〇	四〇一、六三〇
三九一、〇〇〇	四一五、六〇〇
四〇三、九九〇	四二八、五九〇
四一〇、四二〇	四三五、〇二〇
四一七、〇〇〇	四四一、六〇〇
四三一、四二〇	四五六、〇二〇
四四五、八七〇	四七〇、四七〇
四五二、九八〇	四七七、五八〇
四六〇、二九〇	四八四、八九〇

別表第一の十四の下欄に掲げる仮定俸給

率

二六九、四二〇円以上のもの	一一三・〇割
二四八、四八〇円を超え二六九、四二〇円未満のもの	一一三・八割
二三七、九三〇円を超え二四八、四八〇円以下のもの	二四・五割
二二九、五九〇円を超え二三七、九三〇円以下のもの	二四・八割
一六一、一二〇円を超え二二九、五九〇円以下のもの	二五・〇割
一五三、五一〇円を超え一六一、一二〇円以下のもの	二五・五割
一三八、一六〇円を超え一五三、五一〇円以下のもの	二六・一割
一二二、四七〇円を超え一三八、一六〇円以下のもの	二六・九割
一〇八、一〇〇円を超え一二二、四七〇円以下のもの	二七・四割
一〇〇、九〇〇円を超え一〇八、一〇〇円以下のもの	二七・八割
九八、〇六〇円を超え一〇〇、九〇〇円以下のもの	二九・〇割
九五、一三〇円を超え九八、〇六〇円以下のもの	二九・三割
八三、六二〇円を超え九五、一三〇円以下のもの	二九・八割
七四、〇八〇円を超え八三、六二〇円以下のもの	三〇・二割

別表第四の十四の次に次の二表を加える。

別表第四の十五(第二条の十一関係)

七一、四五〇円を超え七四、〇八〇円以下のもの	三〇・九割
六九、六〇〇円を超え七一、四五〇円以下のもの	三一・九割
六七、九六〇円を超え六九、六〇〇円以下のもの	三二・七割
六六、三三〇円を超え六七、九六〇円以下のもの	三三・〇割
六三、七一〇円を超え六六、三三〇円以下のもの	三三・四割
六三、七一〇円のもの	三四・五割

障害の等級

年

金

額

一級	二、九三二、〇〇〇円
二級	二、四〇〇、〇〇〇円
三級	一、九二九、〇〇〇円
四級	一、四八一、〇〇〇円
五級	一、一五一、〇〇〇円
六級	八九九、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、四八一、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、七〇五、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十六(第二条の十一関係)

障害の等級

年

金

額

一級	二、九九二、〇〇〇円
二級	二、四六〇、〇〇〇円
三級	一、九八九、〇〇〇円
四級	一、五三一、〇〇〇円
五級	一、二〇一、〇〇〇円
六級	九四九、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五三一、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、七六〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一) 昭和四十二年四月以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

九四〇

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の三第一項第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に改め、同項第二号中「六万四千円」を「七万二千円」に改め、同項第三号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

附則第三條の二中「四年」を「六年」に改める。

附則第六條の二第一項中「五年」を「十三年」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「五年」を「十三年」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とし、同条第十三項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第六條の三第三項中「前条第五項、第六項、第十一項及び第十二項」を「前条第三項、第四項、第七項及び第八項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、同年六月一日から施行する。

(遺族年金等の額に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体

職員等共済組合法第五十九条の三第一項、附則第六條の二及び附則第六條の三第三項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた年金についても、同年六月分以後適用する。

(長期に在職者の退職年金等の年額の最低保障)

第三条 昭和五十三年四月一日以後の退職(在職中の死亡を含む。第五項及び第七項において同じ。)に係る公共企業体職員等共済組合法(以下「法」という。)の規定による次の表の上欄に掲げる年金(法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。)については、その年金の額(遺族年金については、その額につき法第五十九条の三の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額)が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間(組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合において、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。第五項において同じ。)の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

年	金	実在職した期間	金	額
退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	法の規定による退職年金を受ける最短期間(以下この表及び第五項の表において単に「最短期間」という。)	六十二万二千元		
九年以上最短期間年金未済	四十六万六千五百円			
九年末済	三十一万二千元			

退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの

最短期間年金未済以上	四十六万六千五百円
最短期間年金未済以上	四十六万六千五百円
最短期間年金未済以上	三十一万二千元

遺族年金で六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合の妻に限る。)が受けるもの

最短期間年金未済以上	三十三万七千九百円
九年以上最短期間年金未済	二十五万三千四百円
九年末済	十六万九千円

遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合の妻を除く。)、子又は孫が受けるもの

最短期間年金未済以上	三十一万二千元
九年以上最短期間年金未済	二十三万三千三百円
九年末済	十五万五千五百円

遺族年金で六十歳未満の妻(妻、子及び孫を除く。)が受けるもの

最短期間年金未済以上	二十三万三千三百円
九年以上最短期間年金未済	十五万五千五百円
九年末済	十五万五千五百円

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ同項の規定を適用するものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十三年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき(遺族である者がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。)、又はその年金を受ける者が退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金を受ける者である場合においてその者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

4 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合においては、これらの規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組

5 昭和五十三年四月一日以後の退職に係る法の規定による遺族年金(法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。第七項において同じ。)で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻(遺族である者がいる場合の妻に限る。)が受けるものについては、その遺族年金の額(その額について、法第五十九条の三又は前項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規

合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による扶助料、旧法(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第三十九号)第二條第一項第二号に規定する旧法をいう。)の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である者が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である者が二人以上いる場合 六万四千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千円

定により加算された額に相当する額を控除した額が、次の表の上欄に掲げる当該遺族年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、同年六月分(同年六月一日以後の退職に係るものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。この場合において、第二項の規定を準用する。

実在職した期間	金 額
最短期間以上	三十六万円
一年以上最短期間未満	二十七万円
一年以上最短期間未満	十八万円

6 前項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

- 一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元
- 三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 三万六千元

7 昭和五十三年四月一日以後の退職に係る法の規定による遺族年金については、その遺族年金を受ける者が同年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第五項(遺族年金を受ける者が遺族である子がいない場合の妻であるときは、前二項)の規定に準じてその額を改定する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の

施行に伴う長期給付に關し必要な事項は、政令で定める。

理 由

公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、寡婦加算の額の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、旧「国家公務員共済組合法」(以下「旧法」という。及び現行の「公共企業体職員等共済組合法」(以下「新法」という。))の規定により現に支給されている退職年金等について、別途国会に提出されている「恩給法等の一部を改正する法律案」による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げるほか、寡婦加算の額の引上げ等の措置を講ずる必要があるとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 既規定年金の年金額の引上げ

旧法及び新法に基づき退職年金等については、恩給等の改善措置に準じ、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を昭和五十二年度における国家公務員の給与の改善内容に準じて増額することにより、年金額を引き上げること。

2 退職年金等の最低保障額の引上げ

(1) 恩給等の改善措置に準じ、旧法等に基づく退職年金等の最低保障額を昭和五十三年四月分から引き上げるほか、六十歳以上の者等の受ける遺族年金の最低保障額については、同年六月分から、更に、その額を増額すること。

額すること。

(2) 恩給等の改善措置に準じ、旧法に基づく殉職年金等に係る最低保障額及び扶養加給の年額を昭和五十三年四月分から引き上げるほか、最低保障額については、同年六月分から、更に、その額を増額すること。老齢者等に対する年金額の算出率の特例の改善

附 則

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、昭和五十三年六月一日から施行する。

附 則

3 恩給における措置に準じ、恩給公務員期間等を有する七十歳以上の者等に支給する年金でその年金額の算定の基礎となつてゐる恩給公務員等の期間のうち退職年金を受ける最短期間を超えたる期間についての年金額の割増措置を改善すること。

4 その他

(1) 遺族年金等に加算される寡婦加算及び遺族加算の額を引き上げること。

5 施行期日

施行期日は、昭和五十三年四月一日とする。ただし、3及び4の(1)については、同年六月一日とする。

二 議案の修正議決理由

恩給における措置に準じ、公共企業体職員等共済組合からの年金の額を引き上げるほか、寡婦加算の額の引上げ等所要の措置を講ずることとは時宜に適合するものと認めるが、なお、施行期日を公布の日に改める等の必要があるもので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和五十三年度において三公社で二百四十一億三千九百九十九万と見込まれてゐるが、追加費用等として措置される。

昭和五十三年四月二十六日

大蔵委員長 大村 襄治

衆議院議長 保利 茂殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、昭和五十三年六月一日から施行する。

附 則

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、国民相互間の信頼感を確保し、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済組合の長期給付に要する費用の国庫負担分については、厚生年金等の負担と異なつてゐる現状にかんがみ、公的年金制度間の均衡を考慮して、速やかに適切な措置を講ずるよう検討すること。また、短期給付に要する費用の負担についても、組合員の負担上限について配意しつつ、適切な措置を検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金については、国民の生活水準、国家公務員及び公共企業体職員の給与、物価の上昇等を考慮し、既規定年金の実質的価値保全のための具体的な対策を早急に進めると。

三 公共企業体の共済組合の長期給付の財源方式については、他の公的年金制度との均衡を考慮して、負担区分を明確にして、健全な年金財政の実現に努めること。

昭和五十二年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一) 石油開発公団法及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案及び同報告書

九四二

四 遺族年金については、受給者の生活の安定に資するため、さらに、給付水準の引上げに努めること。

五 旧令、旧法による年金額の改善については、引き続き一層努力すること。

六 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合両制度間の差異について、早急には是正するよう検討するとともに、国家公務員等退職手当法第五条の二に規定する公共企業体職員の退職手当について、速やかに改善措置を講ずるよう検討すること。

七 家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

八 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行われるため、運営審議会において組合員の意向が充分に反映されるよう努めること。

九 公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置を早急に行うこと。

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

右

昭和五十二年二月二十一日

内閣総理大臣 福田 赳夫

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律

(石油開発公団法の一部改正)

第一条 石油開発公団法(昭和四十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石油公団法

目次中「第十九条・第二十条」を「第十九条・第二十条」に改める。

第一条中「石油開発公団」を「石油公団」に、

「ことにより、」を「ことにより」に改め、「促進し」の下に「並びに石油の備蓄及びこれに必要な資金の供給を行うことにより石油の備蓄の増強を推進し」を加える。

第二条及び第六条中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

第十九条第一項中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 石油の備蓄を行うこと。

九 石油の備蓄の増強に必要な資金(石油の購入に必要な資金に限る。)の貸付けを行うこと。

十 石油の備蓄の増強に必要な施設の設置(二以上の石油精製業者その他の通商産業省令で定める者の出資に係る法人が行うものに限る。)に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

第十九条第二項中「前項第九号」を「前項第十二号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(出資等)

第十九条の二 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、前条第一項第八号の業務と密接に関連する事業であつて政令で定めるものに必要資金の出資又は貸付けを行うことができる。

(業務の委託)

第十九条の三 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十九条第一項第九号の業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、

法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「石油開発債券」を「石油債券」に改める。

第三十三条第一項中「公団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、「事務所」の下に「その他の事業所」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第三十五条第一号中「第十九条第二項」の下に「第十九条の二、第十九条の三第一項」を加え、同条第二号中「第十九条第一項第七号」の下に「若しくは第十号」を加える。

第三十七条中「公団」の下に「又は受託金融機関」を加え、「三万円」を「十万円」に改める。

第三十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「附則第九条の二第一項、附則第九条の三第一項及び附則第九条の四第一項」を「及び附則第九条の二第一項」に改める。

第三十九条中「石油開発公団」を「石油公団」に、「一万円」を「五万円」に改める。

附則第九条の二及び附則第九条の三を削り、附則第九条の四を附則第九条の二とする。

(石炭及び石油対策特別会計法の一部改正)

第二条 石炭及び石油対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「流通」を「生産及び流通」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「石油開発公団」を「石油公団」に改め、同項第三号中「石油開発公団法」を「石油公団法」に、「附則第九条の二」を「第十九条第一項第八号又は第九号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「図るための調査」を「図るために行う事業」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため予算の範囲内において行う石油貯蔵施設

の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に對する補助で政令で定めるもの

第三条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「石油開発公団法」を「石油公団法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条の二の規定による一般会計からの繰入金

第三条の二第二項第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(一般会計からの繰入れ)

第四条の二 政府は、石油対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油税の収入額の決算額(当該年度の前年度については、予算額。以下この条において同じ。)を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計から石油勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から石油勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における石油対策に要する費用に照らしてその金額の一部につき繰り入れる必要がないと認められるときは、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して、第二條の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。

(石油開発公団法の改正に伴う経過措置)

第二条 石油開発公団は、この法律の施行の時に

おいて、石油公団となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現に石油公団という

名称を用いている者については、第一条の規定による改正後の石油公団法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油備蓄法の一部改正)

第五条 石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「石油精製業者であるもの」の下に「及び石油公団」を加え、同条第五項中「石油販売業者であるもの」の下に「及び石油公団」を加える。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。

石油公団

石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)

(法人税法の一部改正)

第七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。

石油公団

石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)

(印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中石油開発公団の項を次のように改める。

石油公団

石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)

第九十九号

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中 十六 石油開発公団

石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)

十六 石油公団

石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)

(昭和四十二年法律第九十九号)に改める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

第三百四十九条の三第二十五項中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十一条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

(行政官庁設置法の一部改正)

第十二条 行政官庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二第一項第二号中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

公団」を「石油公団」に改める。

理由

石油の安定的な供給の確保の重要性にかんがみ、石油開発公団を石油公団とし、同公団が自ら石油の備蓄を行うこととする等石油公団の備蓄業務の拡充強化を図り、石油及び石油対策特別会計の石油勘定の経理の対象として同公団の備蓄業務に係る補助、備蓄施設の周辺地域における公共用の施設の整備に係る補助等を追加し、更に、これらの措置の実施等のため必要な財源につき一般会計から同勘定への繰入れの措置を講じ、これらの諸措置により、石油備蓄対策の格段の拡充強化等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油開発公団法及び石油及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石油の安定的な供給の確保の重要性にかんがみ、石油開発公団を石油公団とし、同公団が自ら石油の備蓄を行うこととする等石油公団の備蓄業務の拡充強化を図り、石油及び石油対策特別会計の石油勘定の経理の対象として同公団の備蓄業務に係る補助、備蓄施設の周辺地域における公共用の施設の整備に係る補助等を追加し、更に、これらの措置の実施等のため必要な財源につき一般会計から石油勘定への繰入れの措置を講じ、これらの諸措置により、石油備蓄対策の格段の拡充強化等を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 石油開発公団法の一部改正

(1) 題名等の変更

石油開発公団法の題名を「石油公団法」に改めるとともに、石油開発公団の名称を「石油公団(以下「公団」という。)に改める。

(2) 目的の改正

公団の業務の追加に伴い、目的を改正し、石油の備蓄及びこれに必要な資金の供給を行うことにより石油の備蓄の増強を推進することを追加する。

(3) 業務の追加

公団の業務に次の業務を追加する。

イ 石油の備蓄を行うこと。

ロ 石油の備蓄の増強に必要な資金(石油の購入に必要な資金に限る。)の貸付けを行うこと。

ハ 石油の備蓄の増強に必要な施設の設置(一以上の石油精製業者その他の通商産業省令で定める者の出資に係る法人が行うものに限る。)に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

(4) 出資等に関する規定の追加

公団は、通商産業大臣の認可を受けて、公団が行う石油の備蓄の業務と密接に関連する事業であつて政令で定めるものに必要資金の出資又は貸付けを行うことができる。

(5) 委託業務の追加

公団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付けの業務の一部を委託することができる。

2 石油及び石油対策特別会計法の一部改正

(1) 石油対策に関する規定の改正

イ 公団が行う石油の備蓄に関する事業に係る補助を追加する。

ロ 石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため予算の範囲内において行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に対する補助で政令で定めるものを追加する。

ハ 流通の合理化を図るための調査に係る補助」を「生産及び流通の合理化を図る

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

石油開発公団法及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案及び同報告書 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求め、その件及び同報告書

九四四

ための事業に係る補助」に改め、補助対象の範囲を拡大する。

(2) 石油勘定の歳入に関する規定の追加
石油勘定の歳入として一般会計からの繰入金を追加する。

(3) 一般会計からの繰入れに関する規定の追加
政府は、石油対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油税の収入額の決算額(当該年度の前年度については、予算額。以下この条において同じ。)を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計から石油勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から石油勘定に繰り入れるものとする。

ただし、当該年度における石油対策に要する費用に照らしてその金額の一部につき繰り入れる必要がないと認められるときは、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。

3 附則

(1) 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して、改訂後の石油及び石油対策特別会計法の規定は、昭和五十三年年度の予算から適用する。

(2) その他

石油開発公団法の改正に伴う経過措置及び関係法令の規定の整備について定める。

二 議案の可決理由

本案は、石油の安定的な供給の確保の重要性にかんがみ、石油開発公団を石油公団とし、同公団が自ら石油の備蓄を行うこととする等、同公団の備蓄関連業務の拡充強化を図り、石油及び石油対策特別会計の石油勘定の経理の対象として同公団の備蓄業務に係る補助、備蓄施設の周

辺地域における公共用の施設の整備に係る補助等を追加し、更に、これらの措置の実施等のために必要な財源につき一般会計から同勘定への繰入れの措置を講じ、これらの諸措置により、石油備蓄対策の格段の拡充強化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十三年年度石油及び石油対策特別会計石油勘定予算において、石油備蓄増強対策に必要な経費、石油公団出資に必要な経費、石油公団に対する交付金に必要な経費等として、八百三十億二千九百八十六万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十三年四月二十六日

商工委員長 野呂 恭一

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

石油開発公団法及び石油及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、今後当分の間、エネルギー供給の大宗を占める石油の安定供給を確保するため、石油政策を格段に拡充強化することが重要であることにかんがみ、石油公団と民間石油企業との有機的連携とその役割分担の明確化を図るとともに、特に、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 石油資源の探鉱開発を一層促進するため、石油公団の探鉱投資におけるプロジェクト別成功払い制度の導入、日本輸出入銀行の融資に対する債務保証の復活、石油公団による石油技術者の養成の強化とプール制による活用、石油探鉱開発企業の集約化等石油探鉱開発体制の整備拡充を図ること。

二 わが国企業による自主開発原油の引取りを円滑に行うため、国内引取り体制を整備するとともに、今後、重質原油の輸入が増加する見込みであることにかんがみ、重質原油の分解設備の設置を推進すること。

三 石油公団の直接備蓄及び共同備蓄の計画的拡充を図るとともに、その実施に当たっては、関係者の理解と協力を得、安全防災対策の確立、関係省庁の連絡調整の緊密化等拙速主義に陥ることなく万全の措置を講じ、万漏なきを期すること。

四 公団備蓄の実施等石油公団の業務が拡充強化され、巨額な資金を運用することにかんがみ、財政資金の効率的かつ厳正な運用に十分配慮するとともに、そのための体制を整備すること。

五 石油の探鉱開発、備蓄等の拡充強化には、長期に巨額の資金を必要とするところにかんがみ、石油税収入をその財源とするのみならず、複雑多岐化している石油諸税の合理的な在り方について検討するとともに、石油政策の推進に必要な資金が今後十分確保されるよう措置すること。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和五十三年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 赳夫

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求め、その件

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の漁業の分野における互恵的協力を発展させるとともに、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁業資源の保存及び合理的利用を図るため、昭和五十三年四月二十一日にモスクワで、漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書を署名した。よつて、この協定及びこの議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

北西太平洋の漁業資源の保存、増大及び最適利用に関する共通の関心を考慮し、

両締約国間の漁業の分野における科学技術協力の促進に関し相互に関心を有し、

国際海洋法の新たな発展及び第三次国際連合海洋法会議における作業を考慮し、

千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法に基づく漁業に関する日本国の管轄権並びに千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業の規制に関

する暫定措置に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令に規定されている調査、開発及び保存のための生物資源に対するソヴィエト社会主義共和国連邦の主権的権利を認め、
両締約国間の漁業の分野における互恵的協力を発展させることを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定は、両締約国間の漁業の分野における互恵的協力を発展させることを目的とする。

第二条

両締約国は、次に掲げる事項に関する協力を含み漁業の分野における協力の発展を促進する。

- (a) 海水及び淡水における生物の漁獲の技術及び方法の改善
- (b) 海水及び淡水における生物の増殖及び養殖の技術及び方法の改善
- (c) 海水及び淡水の生物並びにこれらの製品の利用、加工、保蔵及び輸送の方法の改善
- (d) 科学的調査の実施(科学的情報及び資料の収集及び交換を含む。)

第三条

両締約国は、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁業資源(遡河性魚類を含む。)の保存及び合理的利用について協力を行う。協力の具体的な措置は、この協定に基づいて毎年作成されかつ署名される議定書により、両締約国の間で決定される。

第四条

- 1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、日ソ漁業委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、二の国別委員部で構成し、各国別委員部は、それぞれの締約国の政府が任命する三人以内の委員で構成する。
- 3 委員会の決定及び勧告は、国別委員部間の合意によつて行ふ。
- 4 委員会は、その会議の運営に関する規則を決定し、及び、必要があるときは、これを修正することができる。

5 委員会は、少なくとも毎年一回交互に東京及びモスクワにおいて会合するものとし、また、そのほかに、いずれか一方の国別委員部の提案により会合することができる。委員会の第一回会議の期日及び場所は、両締約国間の合意で決定する。

第六

委員会は、議長を委員会の会議が行われる締約国の国別委員部から選定する。議長は、一年の任期をもつて選定される。

第七

委員会の公用語は、日本語及びロシア語とする。

第八

委員会の委員が会議に出席するために生ずる経費は、その任命する政府が支払う。委員会の共同の経費は、委員会が勧告しかつ両締約国が承認する形式及び割合において両締約国が負担する分担金により、委員会が支払う。

第五条

- (a) 各締約国から提出される科学的情報及び資料に基づき、両締約国が共通の関心を有する北西太平洋の漁業資源の状態について検討し、並びに当該漁業資源の保存及び合理的利用について協議する。
- (b) 第二条に規定する協力に関する計画を作成し、及びこれを両締約国に勧告し、並びにその実施状況につき意見の交換を行う。
- (c) この条の規定の実施のために各締約国が委員会に提出する統計その他の資料の種類及び範囲を決定する。
- (d) 漁業の分野における共同事業の実施の妥当性を検討する。
- (e) この協定の実施に関連するその他の問題を検討する。

第六条

この協定のいかなる規定も、第三次国際連合海洋法会議において検討されている海洋法の諸問題

についていずれの政府の立場又は見解をも害するものとみなしてはならない。

第七条

1 この協定は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百八十二年十二月三十一日まで効力を有する。この協定は、いずれか一方の締約国がこの協定の有効期間の満了の日の六箇月前までにこの協定を終了させる意思を他方の締約国に書面によつて通知しない限り、自動的に順次一年間効力を存続する。

第八

2 この協定は、第三次国際連合海洋法会議において多数国間条約が採択された時に、両締約国が再検討することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十八年四月二十一日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

中川 一郎

重光 晶

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

A・イシコフ

北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

千九百七十八年四月二十一日にモスクワで署名された漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ます

協定に基づいて、次のとおり協定した。

1

この議定書は、千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法及び千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令の諸規定を考慮して北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域におけるさけ・ますの漁獲の手続及び条件を定めることを目的とする。

2

北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域におけるさけ・ますの漁獲に関する共同規制措置は、次のとおりとする。

(1)

東側は東経七十度の線、南側は北緯四十四度の線並びに西側及び北側はソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域におけるさけ・ますの漁獲は、禁止される。

(2)

千九百七十八年における北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ます年間総漁獲量四万二千五百トン(三千二百八十万尾)のうち、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁獲量は、二万八千トン(千九百八十万尾)を超えてはならない。

(3)

このうち、しるさけの漁獲量は、四百三十万尾(十パーセント)の範囲内の増減が許容される。を越えないものとし、べにさけの漁獲量は、百六十万尾(十パーセント)の範囲内の増減が許容される。を越えないものとする。

(4)

二にいう漁獲量については、千九百七十八年五月一日から同年七月三十一日までの間に

(5)

一、一隻の漁船が海中に浮設する流し網の長さ

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一)

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の分限及び条件に関する議定書の締結について承認を求めたの件及び同報告書

九四六

未満の小型漁船については、十キロメートルを超えてはならないものとする。

一隻の漁船が浮設した流し網の網と網との間隔は、投網直後に計測される。一つの網と最も近い他の網との間隔は、すべての方向において次のとおりとする。

母船に属する漁船については、八キロメートル以上

日本国の港を根拠地とする中型漁船については、六キロメートル以上

日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、四キロメートル以上

(5) 流し網の網目の結節から結節までの長さは、次のとおりとする。

母船に属する漁船については、六十メートル以上

ただし、浮設された流し網の各配列につき、その配列の長さの六十パーセント以上は、六十五メートル以上とする。

日本国の港を根拠地とする漁船については、五十五メートル以上

(6) 各漁船は、日本国の権限のある当局が発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書を船内に保持していなければならない。

(7) 日本国の権限のある当局は、その発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書のつぎソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

(8) 日本国の港を根拠地とする中型漁船については、漁船ごとの漁獲量が定められ、その漁獲量は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げられる。

日本国の港を根拠地とする中型漁船につき定められかつソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報された総漁獲量の範囲内で個々の漁船間において漁獲量の再分配が行われる場合

には、日本国の権限のある当局は、当該漁船に対し再配分証明書を発給し、かつ、これにつき遅滞なくソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

3 両締約国の政府は、この議定書の規定が1にいう漁獲について遵守されることを確保するため、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域において、次の規定に基づき措置をとる。

(1) いずれの締約国の正当に権限を有する公務員も、この議定書の規定を実施する目的をもつて、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び乗組員に対して質問するため、この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つてゐる他の締約国の漁船に乗船することが出来る。

当該検査及び質問に当たつては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げを最小のものにしなければならない。また、前記の公務員は、その所属する締約国の権限のある機関が発行した身分証明書を提示しなければならない。

(2) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の規定に違反して漁獲を行つてゐるとき、又は前記の公務員がその漁船に乗船する前にそのような漁獲を現に行つてゐたと信ずるに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することが出来る。

前記の場合において、当該公務員の所属する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所属する他の締約国にその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所での漁船又は乗組員をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちにその引渡しを受けることができずかつ他の締約国に要請をしたときは、その要請を受けた締約国は、前記の漁

船又は乗組員を両締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができる。

(3) 前記の漁船又は乗組員の所属する締約国の当局のみが、この3に関連して生ずる事件を裁判し、かつ、これらに対して刑を科する管轄権を有する。違反を証明する調査及び証拠は、違反を裁判する裁判官管轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。

(4) いずれの締約国の政府も、他の締約国の正当に権限を有する公務員がこの議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つてゐるすべての漁船に支障なく乗船する機会が与えられることとなるように、及び当該公務員が漁船にある間、当該漁船の乗組員が検査(検査の結果発見された違反を除去するための措置をとることを含む)の実施について当該公務員に協力するように、適当な措置をとる。

この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百七十八年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十八年四月二十一日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
中川 一郎
重光 晶

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
A・イシコフ

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の分限及び条件に関する議定書の締結について承認を求めたの件に関する報告書

本件の要旨及び目的

我が国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間には、一九五六年に締結された日ソ漁業条約があるが、昨年四月二十九日、ソ連邦政府は日本国政府に対して、現行条約の廃棄通告を行い、同条約は、本年四月二十九日をもって失効することとなつた。

そのため、両国の二百海里漁業水域の外側の水域におけるさけ・ます漁業の取扱いを含めた両国間の長期的漁業関係の枠組を定める新たな協定が必要となり、両国間で交渉が行われてきたが、合意に達したので、本年四月二十一日モスクワにおいて、本協定及び議定書に署名を行った。

本協定及び議定書の主な内容は次のとおりである。

(一) 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定

1 本協定は、今後の日ソ漁業関係の基礎を漁業の分野における互恵的協力の推進におくこととしてゐること。

2 両締約国は、二百海里漁業水域の内外を問わず漁獲技術及び増殖技術の改善等の面における協力を促進すること。

3 北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における遡河性魚類を含む漁業資源については、これを保存し、かつ、その合理的利用を図るため協力して漁獲量等の具体的な措置を毎年政府間で作成される議定書により決定すること。

4 漁業の分野における協力の具体的なあり

方につき協議するため、日ソ漁業委員会を設置すること。

5 日ソ漁業委員会は、協力に関する計画を作成し、これを両締約国に報告するとともに、北西太平洋の漁業資源状況の検討を行い、同資源の保存及び合理的利用についての協議を行うなどの任務を遂行すること。

6 本協定は、一九八二年十二月三十一日まで効力を有すること。

(二) 北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書

1 一九七八年のさけ・ます漁獲量は、四万二千五百トンとし、漁期は、一九七八年五月一日から同年七月三十一日までとする。

2 漁船又はその乗組員が議定書に定められた禁止規定に違反した場合には、いずれの国の公務員も当該漁船を拿捕し、当該乗組員を逮捕することができること。

3 前項の拿捕及び逮捕が行われた場合には、当該公務員の所属する締約国は、漁船又は乗組員をそれらの所属する締約国に、できる限り速やかに引き渡すこと。

4 本議定書は、本年十二月三十一日まで効力を有すること。

なお、本協定及び議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることとなる。

よつて政府は、本協定及び議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定及び議定書を締結することは、両国間の漁業における分野の協力を推進するとともに、北洋におけるさけ・ます漁業の操業を本年も継続し得ることとなるので、妥当な措置と認め、

め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり要望決議を付することに決した。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和五十三年度一般会計予算外務省所管に二百一十七万七千円計上されている。

右報告する。

昭和五十三年四月二十六日

外務委員長 永田 亮一

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求め、

このたび日ソ及び日米加漁業交渉において、さけ・ます漁獲に厳しく制限を受けたことにより、伝統的北洋漁業に従事してきた我が国水産業界及び国民が蒙った影響は甚大である。

よつて政府は、次の諸点に留意して早急に特段の措置をとるよう要望する。

一 漁獲高激減に伴う救済措置、消費者保護の立場に立つ諸施策、漁業方式の検討等万全の措置を講ずるよう努めること。

二 次年度以降の折衝において資源保護に努めることはもちろんであるが、本年度漁獲量を下回らぬよう、また、禁漁区を拡大せぬよう努めること。

三 さけ・ます等の漁業資源の保護、増養殖、調査、有効利用を図るなど、新しい漁業秩序の確立を期すること。

四 漁業協力協定の運用に当たっては、前三項の趣旨を生かすこと。

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和五十三年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 赳夫

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、北太平洋における公海漁業に関し、漁業資源の保存及び我が国さけ漁業の安定的な操業の確保に資するため、昭和五十三年四月二十五日に東京で、北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書

日本国、カナダ及びアメリカ合衆国の政府は、千九百五十二年五月九日に東京で署名された北太平洋の公海漁業に関する国際条約並びにその附属書及び附属議定書（以下「条約」といふ。）を考慮し、

条約が北太平洋及びこれに接続する諸海の漁業資源に関する科学的な研究を推進し及び調整することとに役立ってきたこと並びにこれらの漁業資源の保存を助成してきたことをひとしく認め、

各締約国が条約区域において新たな漁業管轄権を設定したことを考慮し、

条約のある種の規定が当該漁業管轄権と両立し

ないことを認め、条約を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

条約の規定を次のとおり改正する。
日本国、カナダ及びアメリカ合衆国の政府は、次のとおり協定した。

第一条

1 この条約が適用される区域（以下「条約区域」といふ。）は、北太平洋の全水域（領水を除く。）とする。

この条約の適用上、この水域は、接続する諸海を含むものとする。

2 この条約のいかなる規定も、領水の範囲又は沿岸国の漁業管轄権に関する締約国の主張又は立場に不利な影響を与える（主張又は立場を害する）ものとみなしてはならない。

3 この条約の適用上、「漁船」とは、魚類を漁獲すること若しくは条約区域において積載した魚類を加工し若しくは輸送することに従事する船舶又はこのような活動のための装備を有する船舶若しくはこれらの船舶に対して通常の補助を行う船舶をいう。

第二条

1 締約国は、北太平洋漁業国際委員会（以下「委員会」といふ。）を維持する。

2 委員会は、三の国別委員部で構成し、各国別委員部は、それぞれの締約国の政府が任命する四人以下の委員で構成する。

3 各国別委員部は、一個の投票権を有する。委員会のすべての提案、勧告その他の決定は、三の国別委員部の全会一致の投票によつてのみ行う。

4 委員会は、その会議の運営に関する規則を決定し、及び、必要があるときは、これを改正することができる。

5 委員会は、少なくとも毎年一回会合し、また、国別委員部の多数が要請するその他の時

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一) 北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書 九四八

期に会合する。

6 委員会は、議長、副議長及び事務局長を異なる国別委員部から選定する。議長、副議長及び事務局長の任期は、一年とする。その後の各年においては、国別委員部からの議長、副議長及び事務局長の選定は、各締約国がそれらの地位に順番に代表されるように行う。

7 委員会の本部の所在地は、委員会が決定する。

8 各締約国は、共通の関心事である北太平洋漁業問題に精通した者から成る諮問委員会を自国の国別委員部のために設置することが出来る。各諮問委員会は、委員会が秘密会とする旨を決定した会議を除くほか、委員会のすべての会議に出席するように招請される。

9 委員会は、公聴会を開くことができる。また、各国別委員部は、自国で公聴会を開くことができる。

10 委員会の公用語は、日本語及び英語とする。提案及び資料は、いずれの国語によつても委員会に提出することができる。

11 各締約国は、自国の国別委員部の経費を決定し、かつ、支払う。委員会の共同の経費は、委員会が勧告し、かつ締約国が承認する形式及び割合において締約国が負担する分担金により、委員会が支払う。

12 共同の経費の年次予算は、委員会が勧告し、かつ、締約国に承認のため提出する。

13 委員会は、その共同の経費のための資金の支出の権限を有する。委員会は、その任務を遂行するために、必要な職員を雇用し、及び必要な便益を取得することができる。

第三条

1 委員会は、次の任務を遂行する。

(a) 科学的研究を行い、遡河性魚種に関する科学的資料(その大陸起源に関する資料を含む。)の収集、交換及び分析について調整を行い、並びに当該魚種に関する締約国間の

の協力のための場を設けること。

(b) 次条にいう国際機関の設立までの間、条約区域の非遡河性魚種に係る科学的な情報及び見解についての研究、分析及び交換に関する締約国間の協力のための場を設けること。その情報及び見解には、当該魚種に影響を及ぼすすべての関連要因、知識の欠陥を補うための科学的調査の推進並びに統計及び記録の編集及び頒布に関する情報及び見解を含む。

(c) 必要に応じ、この条約の附属書の修正を勧告すること。

(d) 北緯四十六度以南の水域に回遊する遡河性魚種の大陸起源を決定するための科学的調査を調整し、及び当該研究を三年間実施した後北アメリカ起源のさけの保存に関する(c)の規定に従つて適宜勧告すること。

(e) 各締約国の二百海里漁業水域の外側の水域において生ずるこの条約の違反に関する同等の刑の細目の制定について審議し、及び締約国に提案すること。

(f) 締約国が第八条の規定に従つて提供する記録を編集し、及び研究すること。

(g) 委員会の事業、調査及び認定に関する報告を適当な提案とともに毎年各締約国に提出し、また、適当と認めるときはいつても、この条約の実施に係る事項について各締約国に通報すること。

(h) 第十一条の規定に従い締約国が行う検討の結果を審議し、また、適当な場合には、提案を行うこと。

2 委員会は、その任務の遂行に当たり、できる限り、締約国の官公署の技術的及び科学的役務並びに情報を利用するものとし、また、望ましくかつ可能なときは、公私の団体若しくは機関又は個人の役務及び情報を利用することが出来る。

第四条

締約国は、遡河性魚種以外の条約区域の魚種

を取り扱う国際機関であつて広範な加盟国を有するものの設立に向かつて努力する。この目的のための作業の進捗状況は、第十一条に規定する協議において検討される。当該国際機関が機能することとなつた場合には、前条1(b)の規定に基づく委員会の機能は、終了するものとし、その新たな機関に移される。

第五条

1 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部をなす。すべて「条約」というときは、現在の字句による又は第七条の規定に従つて修正されたこの附属書を含むものと了解する。

2 締約国は、条約区域における遡河性魚種の漁獲に当たりこの条約の附属書に定める保存措置を尊重すること及びこれらの保存措置に対するいかなる違反もこの条約の規定に対する違反とみなすことに同意する。

3 締約国の国民及び漁船は、この条約の附属書に定める保存措置を遵守する。

第六条

締約国は、この条約の締約国でない国の国民又は漁船が委員会の事業又はこの条約の実施を妨げていることを知つたときは、そのことについて他の締約国の注意を喚起しなければならない。すべての締約国は、前記の締約国の要請があつたときは、このような妨害的影響を避けるため、又はいづれかの締約国をこのような妨害的影響から免れさせるため、とるべき措置について協議することに同意する。

第七条

1 この条約の附属書は、その修正について第三条1(c)の規定に従つて委員会が行つた勧告の受諾に関するすべての締約国からの通告を委員会が受領した日から修正されたものと認める。

2 委員会は、附属書の修正の受諾に関する各通告を受領した日をすべての締約国に通告する。

第八条

締約国は、委員会が要請するすべての記録を

できる限り保存し、かつ、委員会の要請があつたときは、その記録及びその他の情報の編集物を提供することに同意する。いかなる締約国も、この規定に基づいて個々の操業の記録を保存し、及び提供することを要請されることはない。

第九条

1 締約国は、条約区域における措置に関し、次のことに同意する。

(a) 各締約国は、自国の二百海里漁業水域においては、国内法に定めるところによりこの条約の規定を実施する。

(b) いずれの締約国も、各締約国の二百海里漁業水域の外側の水域においては、次の規定に従い、この条約の規定を実施することが出来る。

(i) いずれの締約国の正当に権限を有する公務員も、この条約の規定を実施するため、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び船上にある人に對して質問する目的をもつて、他の締約国の遡河性魚種を漁獲する漁船に臨むことができる。当該検査及び質問に当たつては、当該漁船の被る妨げ及び不便を最小のものにしなければならない。

前記の公務員は、船長の要求があつたときは、各自の政府が発行した身分証明書を提示しなければならない。

(ii) 前記の人又は漁船が、現にこの条約の規定に違反して操業に従事していると、又は前記の公務員がその漁船に臨む前にそのような操業に明らかに従事したと信するに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、その人を逮捕し、又はその漁船を拿捕することが出来るものとし、また、必要な場合には、更に状況を調査することが出来る。当該公務員の所屬する締約国は、前記の人又は漁船の所屬する締約国にその逮捕又は拿捕を速や

かに通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が相互に合意する場所での人又は漁船をその所屬する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならぬ。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちに引渡しを受けることができないときは、その通告を行つた締約国は、前記の人又は漁船を両締約国が相互に合意する条件によりこの条約区域の水域若しくは自国の領域において監視の下に置くことができる。

前記の人又は漁船の所屬する締約国の当局のみが、違反を裁判し、かつ、これに対する刑を科することができる。違反を証明するのに必要な証人及び証拠は、この条約の締約国の管轄下にある限り、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならず、また、当該裁判管轄権を有する締約国の行政当局は、これらの証人及び証拠を考慮し及び、適当な場合には、これらを利用しなければならぬ。

(c) 締約国は、自国の漁船が、いずれかの締約国の正当に権限を有する公務員によりこの条約に従つて行われる当該漁船への乗船及び当該漁船の検査を許容し及び助けること並びに当該公務員による取締行為が行われる場合にはこれに協力することを確保するため、適当な措置をとる。

2 各締約国は、この条約の規定を実効的にするため、違反に対する適当な罰則を伴う必要な法令を制定施行し、かつ、このことに関し自国がとつた措置の報告を委員会に送付することに同意する。

第十条

締約国は、この条約の規定を実施するため科学的な計画が必要であることに同意する。締約国は、このため、条約区域における潮河性魚種及び潮河性魚種の漁獲に際し混獲される海産哺乳動物に関する科学的調査活動の調整のための計画を作成することに同意する。締約国は、この点に関し、漁獲物及び操業方法について科学的な観察を実施するため科学者を交換することに同意する。締約国は、その観察を容易にするための手続を定める。

乳動物に関する科学的調査活動の調整のための計画を作成することに同意する。締約国は、この点に関し、漁獲物及び操業方法について科学的な観察を実施するため科学者を交換することに同意する。締約国は、その観察を容易にするための手続を定める。

第十一条

1 締約国は、この条約の実施状況を検討するために、必要に応じていつでも、又はいずれかの締約国の要請の後六十日以内に、協議を行うことに同意する。

2 締約国は、いずれかの締約国により次条1の規定に従つて条約を終了させる意思が通告された後九十日以内に、相互に合意する時期及び場所において協議を行うことに同意する。

第十二条

1 この条約は、一の締約国が他の締約国にこの条約を終了させる意思を通告する日から一年間効力を存続する。この条約は、それによつてすべての締約国について終了する。

2 この条約は、第三次国際連合海洋法会議の結果としての多数国間条約が採択された時に、締約国によつて再検討される。

附屬書

1 条約区域の水域において日本国の国民及び漁船が行うべきの漁業については、次の措置が適用される。

(a) 北緯五十六度以北東経百七十五度以東の合衆国漁業保存水域の外側の水域において、日本国の母船式漁業は、各年の六月二十六日(日本標準時)(六月二十五日十五時グリニッジ平時)に開始されるものとし、東経百七十五度と百八十度との間の水域にあつては二十二母船隻日以内のもの及び百八十度と西経百七十五度との間の水域にあつては三十一母船隻日以内のものとす。

(b) 東経百七十五度と東経百七十度との間の

北緯四十六度以北の水域であつて合衆国漁業保存水域の外側の水域において、さけの漁業は、各年の六月一日(日本標準時)(五月三十一日十五時グリニッジ平時)の開始しない。

(c) 東経百七十五度以西の合衆国漁業保存水域内において、さけの漁業は、各年の六月十日(日本標準時)(六月九日十五時グリニッジ平時)の開始しない。当該漁業に従事する漁船は、合衆国政府が発給する登録許可証を船内に保持することが要求される。当該漁船は、科学視察員の乗船の受入れ及びその乗船に係る経費の負担を合衆国政府により要求されることがある。当該漁業に従事する日本国の漁船が海産哺乳動物の混獲に関する許可証明書を船内に保持すべき旨の合衆国政府の要求は、千九百八十一年六月九日までの間は、行われな

い。同日までの期間において、日本国及び合衆国の政府は、共同調査を実施し、日本国のさけの漁業が海産哺乳動物に及ぼす影響を確かめるため協力し、及び当該漁業における海産哺乳動物の混獲を減少させるよう又は皆無にするよう努力する。

(d) (a)に規定する水域を除く東経百七十五度以東の水域において、さけの漁業は、行われな。ただし、その漁業を行うことについて一時的にすべての締約国が合意する場合に、この限りでない。

2 この附屬書の適用上、一母船隻日は、1(a)に規定する水域において一日のいずれの時点においても四十一以下の数の独航船を有する一の母船として定義される。一の母船に属する独航船の数を増加させる場合には、認められた母船隻日の数は、比例的に減少することとなる。現在の漁獲効率に影響を及ぼすことのある漁具又は漁獲手段の変更は、すべての締約国間の協議の後に行われ。締約国は、協議に当たり、漁獲効率の増大を考慮し

て、認められた母船隻日の数の変更の必要性の有無を審査する。

3 東経百七十度以東の日本国の母船式漁業の南方の境界及び日本国の基地式漁業の北方の境界は、北緯四十六度とする。東経百七十度以西の日本国の母船式漁業の南方の境界は北緯四十六度以南には、また、日本国の基地式漁業の北方の境界は北緯四十八度以北には及ばないものとする。

第二条

この議定書は、条約の締約国により各自の憲法上の手続に従つて批准され又は承認されなければならない。批准書又は承認書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。この議定書は、すべての締約国による批准書又は承認書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十八年四月二十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書三通を作成した。

日本国政府のために

園田 直

カナダ政府のために

ブルース・ランキン

アメリカ合衆国政府のために

マイケル・J・マンスフィールド

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
日本国、カナダ及びアメリカ合衆国政府によつて、一九五二年五月九日に東京で署名された北太平洋の公海漁業に関する国際条約は、その後米加両国が条約区域に新たな漁業管轄権を設

昭和五十三年四月二十七日 衆議院會議録第二十七号(一) 北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

九五〇

定したことによつて、現行条約の規定が当該漁業管轄権と両立しないことになった。

よつて、各締約国は、条約を改正することを希望して一九七七年八月以降交渉を行つてきた結果、案文について合意に達したので、昭和五十三年四月二十五日東京において本議定書に署名が行われた。

本議定書の主な内容は次のとおりである。

(一) 日本国、カナダ及びアメリカ合衆国の間で、一九五二年五月九日に東京で署名された北太平洋の公海漁業に関する国際条約並びにその附属書及び附属議定書(以下「条約」という。)の規定を次のとおり改正する。

1 この条約が適用される区域は、領水を除く北太平洋の全水域とすること。

2 北太平洋漁業国際委員会(以下「委員会」という。)は、その組織、運営方法等従来どおり維持されること。

3 委員会は、溯河性魚種についての科学的研究並びに科学的資料の収集、交換及び分析についての調整等を行い、締約国間の協力の場を提供すること。

4 委員会は、溯河性魚種以外についても科学的情報及び見解の研究及び分析、交換についての締約国間の協力のための場を提供すること。

5 委員会は、必要に応じ附属書の修正を勧告すること。

6 各締約国は、この条約が適用される区域における溯河性魚種の魚獲に当たりこの条約の附属書に定める保存措置を尊重すること。

7 各締約国の二百海里水域内においては、沿岸国が国内法に従つて条約の規定を実施すること、また、各締約国の二百海里漁業水域の外側の水域においては、現行条約に準じていずれの締約国も臨検、拿捕を行ひ得るが裁判管轄権の行使は旗国主義で行わ

れること。

(二) この条約の不可分の一部をなす附属書において、日本の国民及び漁船が行うさけの漁業に關して具体的な措置等を規定していること。

なお、この議定書は、すべての締約国による批准書又は承認書の交換の日に効力を生じ、一の締約国が他の締約国にこの条約を終了させる意思を通告する日から一年間効力を存続した後は、すべての締約国について終了することになつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

この議定書を締結することは、北太平洋における我が国さけ漁業の安定的操業の継続が確保されるときに、漁業資源の保存に關し引き続き日米加三国間の協力關係が維持されることが期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり要望決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十三年四月二十六日

外務委員長 永田 亮一

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に対する要望決議

このたび日ソ及び日米加漁業交渉において、さけ・ます漁獲に厳しく制限を受けたことにより、伝統的北洋漁業に従事してきた我が国水産業界及び国民が蒙つた影響は甚大である。よつて政府は、次の諸点に留意して早急に特段の措置をとるよう要望する。

一 漁獲高激減に伴う救済措置、消費者保護の立

場に立つ諸施策、漁業方式の検討等万全の措置を講ずるよう努めること。

二 次年度以降の折衝において資源保護に努めることはもちろんであるが、本年度漁獲量を下回らぬよう、また、禁漁区を拡大せぬよう努めること。

三 さけ・ます等の漁業資源の保護、増養殖、調査、有効利用を図るなど、新しい漁業秩序の確立を期すること。

四 漁業協力協定の運用に当たつては、前三項の趣旨を生かすこと。

定価 一部二二〇円

所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大 蔵 省 印 刷 局
電話 東京 五八二 四四二二(大代) 107